



貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、社団法人全国貸金業協会連合会会長・株式会社富士信代表取締役石井恒男君、プロミス株式会社代表取締役社長最高執行役員神内博喜君、アイフル株式会社代表取締役社長長福田吉孝君、全国銀行協会会長・株式会社三菱東京UFJ銀行頭取畔柳信雄君、社団法人信託協会会長・住友信託銀行株式会社取締役社長森田豊君、社団法人生命保険協会会長・第一生命保険相互会社代表取締役社長齋藤勝利君、以上六名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変御多用中のところ本委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただきたいと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十分以内で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願いいたします。また、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

○石井参考人 十分間でございますけれども、時間をいただきました、まことにありがとうございます。社団法人全国貸金業協会の会長であります石井でございます。

私も、この法改正に当たりまして、一番当業界が問題としております多重債務者問題、それからもうひとつの問題につきまして、この解決については何が有効かということにつきまして、かねてより提言をしております。

それは、まず、悪質業者の排除ということで、業者の業界に対する参入要件を極めて厳格なものにするということ、債務者のあるいは利用者の人権を侵すような、そういう行為があつてはならないということ、行為規制を厳しくすること。

そして、これらを実現するためにインフラ整備が必要である。つまり、自主規制機関であります貸金業協会の充実、改革。それと、どうしても必要な個人情報情報機関の整備、まだ発展途上にございます、この整備ということ。それから、多重債務者になる方の諸条件、特に債務者の個性に起因する問題が多々ございますので、これに対する対応策として、インフラ整備として、カウンセリング機関の体制の整備ということを提言してまいりました。

このインフラ整備、それから参入規制、行為規制の強化が実現された暁には、今起きています多重債務者問題等の解決は、ほぼ解決できるという自信を持っておりまして、いまだにその認識は不変でございます。

しかしながら、残念なことに、このたび、いわゆる価格規制、金利規制ですね、経済的には価格規制というものが導入された。それから総量規制という、いわゆる経済行為を規制する二つの規制が導入されました。これについては、恐らく歴史的ないろいろな事象からかんがみて、やはりすべきではない、こういう意見に変わりはございません。

この上限金利規制とそれから総量規制につきましては、できれば先ほど申し上げました改革、インフラ整備が整って、その効果を見定めた上で本来であれば導入すべきである、こういうふうに思っています。極めて副作用の強い、現下の私どもの国が目指している市場経済というもののからほど遠いものである。

この副作用について言及いたしました私は陳述を終えたいと思っておりますけれども、これが導入されますと、私も供給者側にとつては、ほぼ五百億円の未済の中小零細業者、四千四百社余りありますけれども、これはすべて廃業となります。そして、大手中堅業者、これは五百億円の業者においても、恐らくそのビジネスモデルはなかなか描きにくいのではないかと、いずれその中で廃業あるいは倒産ということも考えられる、こういうふう

に思います。

そして、私どもも利用している資金需要者にとつては、中小業者においては三百二十万人、この利用者が利用の道を閉ざされます。それから、大手業者によつては、彼らの発表によりますと、四百万人の方々の需要を謝絶しなさいけない。それから、私どもだけではなく、クレジット産業、日商連、日専連その他を含めまして、恐らく一千万人ほどがこの影響を受ける。その上、総量規制ということ、もうこのクレジットクランチははかりがたい、想像を絶するものになるというふう

に思われます。

日賦が廃止されますけれども、日賦を利用してあります中小の飲食店等が十萬軒、これが資金需要の道を閉ざされる。それから、事業者金融においても、短期資金、無担保の資金を利用しているところが約三十万社ございますけれども、これもすべてこの利用から排除されるということで、極めて大きな副作用がそこに待っている。

また、私どもも働いておる従業員も、中小業者、大手含めまして約三万人がリストラの対象になります。家族を含めまして七万人が失業するという

ことでございます。

もう時間も少なくなつてまいりましたが、最後に申し上げますけれども、このたび導入されようとしている価格規制は、刑事罰、それから行政罰も含めて、下は一五%、上は二〇%で刑罰になる。これは古今東西あり得ない話であります。初めて我が国で実現することでありまして、恐らく、これは決してやってはいけない、本来であればやってはいけないものであるということを再び申し上げます。まして、私の陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○伊藤委員長 ありがとうございます。

次に、神内参考人をお願いいたします。

○神内参考人 ただいま委員長より御指名をいただきましたプロミス株式会社の神内でございます。

本日は、御審議に際しまして、私どもの意見を述べさせていただく機会をいただき、心から感謝申し上げます。また、本日は、御多用の中、私どもの自動契約機コーナーを御視察いただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、弊社につきまして簡単に触れさせていただきます。

設立は一九六二年となっております。以後四十四年間、個人向け小口無担保を中心として経営を行つてまいりました。これまでに御取引をいただいたお客様は、約六百万人を数えるまでとなっております。

このように、一人一人のお客様に支えられ、現在、貸付金残高約一兆二千七百億、顧客数は約二百二十五万人となっております。私どものビジネスモデルまたは存在意義としては、従来の金融機関ではなし得ない、小口無担保の金融をタイムリーに庶民の方々に提供するところであり、この点を支持されてきた結果であると考えております。しかし、近時の多重債務者問題については憂慮しているものであります。

このように、消費者向け金融サービス市場は、弊社のみならず広く消費者の方々に支持され、マーケットが広がられてまいりました。このような現状のもと、より健全で公平、安全な市場にする法案として御審議いただいているものと理解しております。

そこで、本法案に関しまして、私の考えを三ポイント述べさせていただきます。

一点目としては、本法案に付随する対応として

挙げられております内閣府に設置する多重債務者対策本部があります。

多重債務者問題は、これまで専門的な研究がされてこなかったこともあり、その対応についても進んでいない状況にあると考えております。また、具体的な対応策として、カウンセリング機関の拡充が挙げられております。カウンセリング機関は、これまで必要不可欠であると言われていたインフラであったものの、なかなか拡充が進まなかった経緯もありますので、期待するところであります。

二点目は、参入規制の強化であります。貸金業界は、これまで、庶民の金融機関だからこそ、その開業規制も低いハードルと定められていたものではないかと思っております。しかし、真つ当な庶民の金融機関になる気もない者がこれらの制度を悪用するという現状があるのであれば、規制強化は利用者にとって健全なマーケットを提供するために必要な措置であると考えます。

三点目は、みなし弁済規定の廃止が挙げられます。

これは、一九八三年に成立した貸金業規制法において、小口金融を健全に育成することを目的とし、利息制限法を上回る利息について、一定要件を満たすことで、出資法で定める利息で法的に認められることが定められました。これがみなし弁済規定でありましたが、近時の裁判判決において、この法規定が空文化に近い状態に陥ってしまったため、その必要な措置として、さまざまな方法論はあったかと承知しますが、当該みなし弁済規定を廃止するという判断をされたことは、法の安定化を図る意味でも重要なことであると考えます。

しかし、一方、みなし弁済規定の廃止とともに、定められます上限金利の引き下げを行うことが本法案として定められております。これによる影響を、弊社を含めアコム、アイフル、武富士、三洋信販、GECコンシューマー・ファイナンス、CFJの七社で推計させていただきましたので、御報告をいたします。

こちらにつきましては、資料を配付させていただいておりますので、資料一をごらんいただきたいと思っております。

これまで、企業努力と競争原理のもとで実質的な提供金利は低下してきておりましたが、今回定められる金利への引き下げを行いますと、資料にありますが、これまで約五三三の契約率であったものが約半数の二四四の契約率に低下することが予測されます。また、既存利用者への影響としても、現在七社合計で千二百二十三万口座への与信供与を実施しておりますが、与信供与可能口座は七百三十七万口座となり、三百八十六万口座に影響が出るものと予測されます。

一方、上限金利規制強化とともに挙げられているものとして、総量規制がございまして、この影響についても七社で推計をしておりますので、同じくお配りさせていただいている資料二をもとに御報告させていただきます。

この集計は上限金利引き下げの影響とクロスをしておりませんが、七社で取引のある総口座数は約一千二百万口座あり、現時点において融資枠の設定がある口座数は約七二〇の約九百万口座となっておりまして、これに三分の一規制が加わりますと、融資枠の設定が可能な口座は約一〇〇となり、約八百万口座へ影響が出ることとなります。

お配りをさせていただいております資料三は、この八年の大手五社の経費率と平均金利の推移を示したものでありますが、これらの数値から、平均金利の急激な低下とともに、融資できなくなった利用者の不良債権化が進むことによる貸し倒れコストの上昇及び後ほど御説明させていただく過払い金費用の上昇により、経営に大きなインパクトとなるものと考えております。

一方、弊社プロミスにおける影響とその対応について御説明させていただきます。

私どもは、長年個人への融資を行う中で、与信審査ノウハウを構築してまいりました。このノウハウは、お客様の属性や取引データをもとに自動

与信システムを構築して厳格に審査するものであり、お客様別に信用度合いをはかり、適正な融資額や金利を提示させていただいておりますが、上限金利引き下げ、総量規制のインパクトは、七社推計と同様に大きな影響が想定されます。

また、近時のみなし弁済規定に対する最高裁判決により過払い金返還請求が急増するとともに、それに伴い、公認会計士協会による過払い金に対する引当金計上基準の変更により、将来発生が予想される過払い金引き当てを行うこととなりまして、これらの影響により、今期の純利益は約一千四百億円の赤字を予測しております。

最後に、本法案への要望を二点述べさせていただきます。

一点目としては、本法案は、消費者、事業者に対して大きなインパクトを与えるものであります。つきましては、セーフティーネットとしてのカウンセリング機関の充実や信用情報機関の整備等、必要なインフラの整備状況を見定めていただくとともに、事業者としてもビジネスモデルの変更を余儀なくされるものであるため、その対応は一朝一夕に整えることができないことも考慮いただき、そのための必要な期間をおとりいただくことをお願い申し上げます。

二点目としては、本法案は、市中金利が超低金利下で議論されたものであるため、今後、需給、経済環境を踏まえた必要な検討をお願い申し上げます。

本法案を御審議いただいております諸先生方にお礼を申し上げます。私の意見陳述を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○伊藤委員長 ありがとうございます。

次に、福田参考人をお願いいたします。

○福田参考人 アイフルの福田でございます。本日は、現在御審議中の貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案につき意見を申し上げます前に、弊社が本年四月に近畿財務局より行政処分を受けるに至りました事態の原因と

もに、現在取り組んでおります再発防止策等につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、行政処分を受けるという事態に至りましたことはまことに遺憾であり、弊社を御利用いただいたお客さまはもとより、関係者の皆様にも多大な御迷惑や御心配をおかけすることになりましたことを、改めて深くおわびを申し上げます。現在に至るまで、この処分を厳粛に受けとめまして、再発防止と信頼回復に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

行政処分を受け、弊社では再発を防止すべく、御当局に提出しております業務改善計画に基づき社内規定等を見直すなど、社内体制の整備を鋭意進めております。さらには、信頼回復に向け、コンプライアンス体制の強化を図るべく、社外有識者の視点による提言を踏まえながら、法令違反に至りました原因の徹底究明に努めてまいりました。

その過程において、どの違反事案におきましても、その根底には行き過ぎた成果主義が顕在化しており、私自身、このことが根本原因であると考え、反省をしております。業績の向上を目指す営業活動におきまして、結果に焦点が当てられ、そこに至るプロセスの把握が不足していた、すなわち、法令遵守のためのルールは存在していましたが、十分に機能していなかった点がございました。

これは、多数のお客様に御利用いただいている企業としての自覚不足が招いたことと受けとめており、企業の社会的責任に対する認識、とらえ方の甘さを痛感し、反省する次第でございます。

続きまして、再発防止に向けた取り組みと抜本的な改革について御説明をさせていただきます。

まず、役員全員の方の進むべき方向といたしまして、すべての行動の源であります企業理念を、お客様の笑顔を我々の喜びとすることとし、コンプライアンス重視とお客第一主義の徹底という経営テーマを掲げております。

法令遵守は最低限のこととして、営業などの進め方や社内ルールがお客様のためであることを常に考える、そのような意味でのお客様第一主義に即したプロセス重視の企業風土への転換を図ってまいります。お客様が借り入れをふやしていただくことよりも、お客様に完済していただくことをともに喜ぶ企業風土を目指してまいります。

具体的施策としては、行政処分を受けた事案と同様な事案の再発を防止するため、組織規定関連、社員教育体制、モニタリング環境に至るまで、業務や規定、ルール等を網羅的に整備いたしました。さらには、法令違反に至った原因の究明と抜本的改革の打ち手といたしまして、全社横断的に立ち上げております信頼回復プロジェクトにおきまして、行き過ぎた成果主義を是正する新たな営業価値観の醸成と全社への浸透、法令違反の原因分析と内部管理体制の再構築を推進しております。

加えて、社内からは見えにくい企業風土、カルチャーにも踏み込むことを目的といたしまして、社外有識者の方々の御支援による第三者の視点を積極的に取り入れることといたしております。これらの施策を通して、お客様並びに社会の皆様のお意見を迅速に反映できる企業への変革を進めてまいります。

以上が、行政処分を受けるに至りました事態の原因とともに、現在取り組んでおります再発防止策の概要でございます。これらすべての取り組みによって、お客様並びに社会からの信頼を回復すべく、役職員一同さらに努力してまいります所存でございますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御審議中の貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案でございますが、総じて、業界にとって大変厳しい内容であると認識しております。

出資法の利息制限法レベルへの引き下げ、総量規制の導入、参入規制の強化等、いずれも厳しい改正であります。業界全体にとりまして大きな影響を及ぼし、同業者の中でも、特に純資産の

少ない数多くの会社が廃業せざるを得ない事態になるものと危惧されるところでございます。

参入規制により悪質業者が排除されることは望ましいことですが、当委員会でも、一万四千社が三千七百社まで減少するというお話が出ていますとお伺いしております。弊社におきましても、上限金利引き下げ、総量規制により、現在のお客様への御融資残高のうち、約三〇％から四〇％程度が残高の減少が想定されます。

そう申し上げても、御審議中の法案が成立した際には、弊社として、新たなビジネスモデルのあり方を模索することによって、健全に御利用いただけるお客様にできる限り御迷惑をおかけすることのないよう努力し、お客様、国民の皆様の信頼にしっかりとこたえてまいりたいと思っております。

以上、私の意見を述べさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○伊藤委員長 ありがとうございます。

次に、畔柳参考人にお願いたします。

○畔柳参考人 ただいま委員長から御指名をちょうだいいたしました。全国銀行協会会長の畔柳でございます。

本日は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案の御審議に際しまして、私どもの意見を述べさせていただく機会をいただきました。心より感謝申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今回の法案は、多重債務問題という社会問題の解決の重要性及び貸金業の社会的役割を勘案しまして、大きく三つのポイント、すなわち、貸金業の適正化、過剰貸し付けの抑制、金利体系の適正化といった課題に幅広く対応する内容であると認識しております。全体といたしまして、消費者信用市場及び業界をより健全、適正なものにする大きな改革であると認識しております。

少々法案の内容について述べさせていただきますが、当委員会の諸先生方はもう既に本法案の内容をよく御存じでいらつしやいますので、繰り返しになる部分があり、大変恐縮ではございますが、

私も銀行界として、十分に理解し、対応しなければいけないポイントを中心に、以下述べさせていただきます。いと存じます。

まず、貸金業の適正化に関する規定では、参入要件の厳格化、行為規制の強化、監督の強化などが盛り込まれておりまして、いずれも重要な内容であると思っております。このうち、参入要件の厳格化では、純資産を最終的には五千万円まで引き上げることや、法令遵守の助言指導を行う貸金業務取扱主任者に資格試験を導入して、営業店ごとに配置することを求めています。また、勧誘に関する規制や取り立て規制など、行為規制を強化すること、利用者により安心して御利用いただける手当ても講じられております。さらに、貸金業協会の自主規制機能を強化して、広告や過剰貸し付け防止等の自主ルールを当局が許可することとしております。

このように、業者及び業界サイドの自己規律を強化すると同時に、金融行政の事後チェック機能を強化する枠組みも用意されております。これまで貸金業者に対しては、登録取り消しとか業務停止という、ある意味で最終的な措置のみが用意されておりましたけれども、今回の改正によりまして、銀行に対してと同様な業務改善命令が創設されまして、貸金業者の業務運営をより機動的に改善、適正化することが可能になるものと考えております。

次に、過剰貸し付けの抑制というところでは、総量規制が導入されるとともに、借入総量の把握を可能とするための制度整備として、指定信用情報機関制度が創設されます。このうち総量規制では、貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務づける、総借入残高が年収の三分の一を超える貸し付けなど、返済能力を超えた貸し付けを原則禁止するといった内容が盛り込まれております。

融資の実行に際しまして、借り手の返済能力を調査して、返済能力を超える貸し付けを抑制するということ、これは金融業におきまして、貸し手にとつて基本的な行動であると考えます。しかしながら、

特に個人のお客様の場合には、法人とは異なつて、そのバランスシートなどを容易には把握できないというのが実感でございます。今回、指定信用情報機関による残高情報等の交流が義務づけられたことは、適正な与信判断に大いに資するものでありまして、多重債務問題の解決に向けた一つの有力な措置ではないかと考えます。

第三に、金利体系の適正化についてでございますが、これまで、出資法と利息制限法という異なる金利規制の間に、御案内のとおり、いわゆるグレーゾーン金利が存在しておりました。このことは、利用者にとりまして業者にとりまして、わかりにくさや法的な不安定さなどの面で課題があつたと認識しております。今回の法改正は、これまで五十年以上にわたって存在してまいりました二つの上限金利体系を一本化して、そのグレーゾーン金利を撤廃するという大改革でございます。上限金利の引き下げは、貸金業の適正化や過剰貸し付けの抑制と相まって、多重債務問題を中心とした消費者信用市場をめぐる問題の解決に向けた重要な対応であると認識しております。

なお、本法案の最後の部分には、政府の責務として、関係省庁相互間の連携強化により、資金需要者が借り入れや返済に関する相談、助言、支援を受けることができる体制の整備等に努めるという規定が置かれております。多重債務問題の解決には、貸し手に対する抑制とあわせて、借り手みずからが自分自身の返済能力を十分に把握、勘案した上で借り入れを受けることが必要でありまして、その意味で、本条文も重要な内容であると認識しております。

さて、銀行は従来、個人のお客様とは預金取引が中心で、融資業務は法人のお客様との取引が主体でございました。しかし、我が国のマネーフローが大きく変化の中で、個人のお客様の資金ニーズが拡大しております。それにしっかりとこたえていくことが銀行の今後の社会的責務であると考えております。

本法案は貸金業界に関する法律でございます

が、個人のお客様の資金ニーズにしっかりと応えていく上で、銀行業界としてもこの法律の趣旨を徹底的に理解し、認識を共有しまして、コンプライアンスの遵守は当然のことでございますが、より健全、適正な消費者信用市場の育成に役立てるように努めていくことが重要であると考えております。そのため、本法案が成立いたしましたら、全国銀行協会として、今回の法律の趣旨を会員銀行に周知徹底してまいりたいと思っております。

さらに、より健全、適正な消費者信用市場を育成する上でますます重要になると思われ、消費者相談機能につきましても、全銀協の取り組みを強化したいと思っております。全銀協では、平成十一年四月から、銀行とりひき相談所個人向けローンの利用者を対象とするカウンセリングサービスを実施しております。しかし、今日の多重債務者問題、より健全、適正な消費者信用市場の育成に貢献するとの観点から、その機能を強化することが必須でございまして、検討に着手したところでございます。

最後に、繰り返しになりますが、消費者信用市場の適正な発展に向けて本法案はまことに重要なものであると認識しております。御審議いただいております諸先生方にお礼を申し上げまして、私の意見陳述を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○伊藤委員長 ありがとうございます。

次に、森田参考人をお願いいたします。

○森田参考人 信託協会長をしております住友信託銀行の森田でございます。

本日は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案の御審議に当たり、意見を述べさせていただきます機会をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

なお、信託協会は、信託制度の発達を図り、公共の利益を増進することを目的として活動しておりますので、本日は、消費者金融業界とお取引のある銀行としての立場から、個社として意見を述べさせていただきますというふうな思っております。

ります。

銀行であります弊社、銀行法にもありますように、銀行の業務の公共性から、信用の維持、預金者等の保護の確保が求められております。金融業務は極めて社会的責任が高く、本業を健全に営むことが重要な社会的責任であります。特に預金者保護の観点からは、お客様から預金という形で預かりいたしました御資金を貸し出しという形態で完全に運用することが広く国民から求められていると認識しております。

かかる観点からは、私どもの貸出先につきましても、その借り入れニーズが健全であること、かつ、その貸出先自体が健全であることのみならず、業界全体としても健全な業界であることが前提ではないかと思っております。

貸金業に対する規制法は、昭和五十年代に社会問題となりました高金利、過剰融資等のいわゆるサラ金問題等に対処するために制定されまして、これまで幾度かの改正がなされ、問題の是正につきましても大きな役割を果たしてきたものと考えております。しかし、社会経済の大きな変革に伴いまして、個々人の生活のあり方も大きく変わっていき、新たな側面を持った多重債務者問題等が生じまして、業界として改善、是正すべき点があったというふうな理解をしております。

今回の貸金業法の改正は、その現在の問題につきまして抜本的、総合的な対応を目指すものでありまして、平成十六年一月一日に施行されましたいわゆるやみ金対策法の附則で三年をめどに見直すこととされていたことを踏まえまして、平成十七年の三月から議論が始まりました貸金業制度等に関する懇談会を契機にして、現在に至るまで、政官学、法曹界等の各位の御議論の積み重ねによりましてまとめられてきたものと認識しております。各位の御尽力に敬意を表するものであります。この法案におきましては、貸金業の適正化、過剰貸し付けの抑制、金利体系の適正化、やみ金融対策の強化等を図る対策が示されております。これらの対策は、貸金業者が法令、コンプライ

アンスを遵守し、借り手の知識、経験、経済状況等を踏まえた責任ある業務遂行を図る、よき企業としての社会的責任を果たすことに資するものでありまして、また、返済能力を超える過剰な貸し付けによって借り手が脆弱な経済状態になることを防ぎ、多重債務者の救済に資するものと理解しております。

これらの対策で構成されております本改正法案は、現在まさに社会問題となっております多重債務者問題や被害の拡大が続くやみ金融問題といった、消費者金融の発展のひずみとして顕在化してしまつた諸問題に抜本的に対応し、それを是正するものであります。結果として、消費者金融業界をより健全な方向に導くものと確信しております。金融界にとつても望ましいものと考えております。大いに歓迎し、賛同する次第であります。

折しも、企業は、多様なステークホルダーとの関係の中で、経済的、法的責任を超える社会的責任を強く求められているところであります。消費者金融業界におかれましては、企業の社会的責任の観点からも、この貸金業法の改正の趣旨にのっとり、多重債務者問題等に真摯に取り組み、法令遵守、コンプライアンス遵守を最優先に掲げながら、本来の適正なニーズを持つ利用者に対してしっかりとおこたえしていく健全な業界として発展していただきたいと考えているところでございます。

弊社といたしまして、今回の貸金業法の改正の趣旨を十分に理解し、さらには勉強を直して、健全な消費者金融市場の育成、発展に少しでも貢献できればと考えております。その意味で、消費者金融業界がそのような方向に円滑に進んでいくよう、相応のサポートを行っていく所存でございます。

以上、私なりの意見を述べさせていただきます。繰り返しになりますが、今回の貸金業法の改正は、消費者金融業界をより健全な方向に導くものであり、ひいては金融界にとつても望ましいものであります。その観点から法案の御審議をいただければありがたいと考えております。

以上、意見を述べさせていただきました。まことにありがとうございます。(拍手)

○伊藤委員長 ありがとうございます。

次に、斎藤参考人をお願いいたします。

○斎藤参考人 生命保険協会会長の斎藤でございます。

本日は、貸金業の規制等に関する法律の改正案に関しまして、保険者並びに投資家としての立場から意見を申し述べさせていただきます。

今回の法改正の趣旨は、いわゆる多重債務者問題の解決に向けた総合的な制度整備を行い、利用者保護等に係る必要な措置を講ずるものであると認識しており、関係者の皆様の御努力に敬意を表させていただきます。

貸金業者と私ども生命保険業者との関係で申し上げますと、まず、生命保険会社は保険者としての立場で、消費者金融会社に対し消費者信用団体生命保険という商品を提供させていただいております。この商品は、消費者金融会社等が契約者となり、融資を受ける借入人を被保険者として、保険者である生命保険会社と契約する保険であり、被保険者に万一のことがあった場合に支払われる保険金を債務残高の返済に充当することで債務を消滅させ、御遺族の方等の生計の安定を図ることを目的とした保険でございます。

この保険の適切な取り扱いに向け、生命保険業界では、平成十八年四月に施行されました金融庁の監督指針に沿って、保険の加入時に保険契約者である団体が被保険者に契約概要、注意喚起情報を手交する等、保険の内容の説明について徹底を図ってまいりました。

一方、本保険に関しましては、消費者金融をめぐるさまざまな問題が指摘される中で、被保険者の加入について同意の確認が十分に行われていないのではないか、あるいは、比較的少額で短期の貸付債権の回収のために保険が不当に利用されているのではないかとといった御指摘をいただいております。また、金融庁からも、生命保険協会に対し、消費者信用団体生命保険に関して、被保険

者同意の確認の強化、保険金支払い請求実務のあり方等について検討を行い、業界自主ガイドラインを策定するよう要請がございました。

これらを踏まえまして、生命保険協会としましては、今般、この保険の適正な取り扱いに向け、大きく三つの対応を行っております。

まず、一点目としましては、業界自主ガイドラインの策定でございます。九月二十八日に公表いたしましたこのガイドラインの中では、保険加入申込書とローンカード等の申込書の別書面化による被保険者の同意確認の強化や、保険金の請求に係る被保険者の御遺族の了解の徹底等を盛り込んでおり、既に会員各社へ周知しております。

次に、二点目としまして、先ほど意見を述べられました貸金業の関係団体であります全国貸金業協会連合会に対し、十月十日に、消費者信用団体生命保険の取り扱いに関する協力の依頼を行っております。内容は、この保険につきまして、保険制度の趣旨並びに当会作成のガイドラインの趣旨にのっとった適正な運営を行うこと、及び貸し付けに当たってこの保険への加入を条件とするような取り扱いを行わないことであり、同団体からは、傘下の各都道府県の貸金業協会へ周知を行った旨、連絡をいただいております。

三点目は、消費者に対する啓発活動でございます。消費者信用団体生命保険について、より理解を深めていただくために、十月十二日より、当会のホームページにこの保険に関する専用ページを設け、その商品概要、よくある質問、回答、ガイドラインの解説等の掲載を行うとともに、当会内に設置しております生命保険相談所において、専門知識を有する相談員が対応する体制の整備を行っております。

以上、御説明させていただきましたとおり、生命保険業界としては、この保険の適正な取り扱いに向けた努力を行っているところでございます。一方、この間、消費者金融会社からは、契約の幹事会社である生命保険会社に対し、この商品を解約したいとお申し出が相次いでおります。現

時点では、消費者金融会社との当該保険契約について、すべて解約等の申し出がなされたとは伺っておりません。

次に、投資家としての立場について申し上げますと、生命保険会社は、資産運用手段の一つとして、法人、個人へ投融資を行っております。以下、生命保険会社の投融資に関する取り組みの状況及び貸金業者への投融資の状況について御説明いたします。

生命保険会社の資産運用は、保険商品の販売によりお客様から付託された長期にわたる保険料を、保険金のお支払いに備え運用することを目的としており、一般的には、運用の大原則として、安全性を確保することと収益性を追求することが求められております。また、保険料として集められた資金を資金の需要者に供給するという資金仲介機能もございます。

これらを踏まえまして、生命保険会社は、国内外の株式や債券の保有、国内外の法人、個人への融資、不動産の保有等を行っております。現在、生命保険協会に加入しております三十八社の平成十八年三月末の総資産の額は二百九兆円超となっており、うち公社債が三二・七％、外国証券が一八・八％、貸付金が一七・五％、国内株式が一四・七％、不動産が三・三％となっております。

生命保険協会では、生命保険事業の拡大に伴いまして、当該事業が元来有している公共性と資産運用行動の国民経済に及ぼす影響力の大きさにかんがみ、平成三年の四月に「生命保険会社の資産運用における行動規範について」というものを作成し、会員各社に周知しております。具体的には、「生命保険事業の性格を踏まえ、資産運用においては社会性・公共性の観点に一層配慮した行動をとることとする」と規定し、生命保険会社の資産運用に当たっての基本的な考え方と努力目標を掲げ、資金運用に関する諸問題に対し、「金融・経済環境と各社の良識に照らして対応していくこと」としております。

これら投融資の基本的な考え方を踏まえまし

て、一例として具体的な貸金業者への融資の状況について御説明をいたします。なお、生命保険業界全体としては個別企業への融資状況等について公開情報がございますので、第一生命の融資の状況をもとに御説明をいたします。

まず、個人向けの貸し付けを主体として事業を行っているいわゆる消費者金融業者あて融資としましては、平成十八年九月末で、上場している大手社のうち六社へ、総貸付額に占める割合が一・九％程度の貸し付けを行っております。

消費者金融業者は、小口金融の分野で我が国の一般消費者向けの資金供給の円滑化に寄与するという社会的な役割があると考えております。また、株式の上場、社債の発行、借入れの実施等、資本市場において一定のプレゼンスを有していること等を踏まえまして、当社といたしましては、融資行動基準等を踏まえた上で、個別に信用リスクやコンプライアンスの状況を審査の上、融資を行っているところでございます。

ただし、消費者金融業者が社会的な批判にさらされやすい業態であることや、多重債務者の問題についての全容を把握することが困難なこと等にかんがみまして、融資の対象は消費者金融業者のうち、情報開示の進んでいる上場企業に限ることとしております。

以上、投資家としての立場から貸金業者との関係について御説明を申し上げます。

最後に、本法案につきましては、冒頭申し上げましたとおり、社会問題化しております多重債務問題の解決に向けた制度整備を目的としたものと認識しており、利用者保護等に資するべく、貸金業に係る諸制度のより適切な導入、運営に向けた御議論をお願いしたいと存じます。

私も生命保険業界としましては、本法案の今後の動向を踏まえまして、関連業界として適切な保険制度の運営及び投融資行動につきまして引き続き留意して取り組んでまいりたいと考えています。簡単でございますが、以上をもちまして私からの意見陳述を終わらせていただきます。どうもあ

りがとうございました。(拍手)  
○伊藤委員長 ありがとうございます。  
以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○伊藤委員長 これより参考人に対する質疑を行います。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。関芳弘君。

○関委員 私は、自由民主党の関芳弘でございます。本日は、お忙しい中、参考人の皆様に関しましては意見の陳述にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。時間の許します限り質問させていただきますと思いますので、よろしく願います。

さて、今、世間では多重債務問題が社会問題化しております。新聞でもよく報道されておりますが、自殺者まで出ているという状況でございます。このような状況を一刻も早く克服していかねばなりません。

午前中には、財務金融委員会の委員で、違法な貸金業者の乱立する神田駅周辺をみんなで視察してまいりました。ごく短期間のうちに町じゅうに出ております貸金業者の営業看板がごろごろと変わる、そのような状況も見てまいりましたわけですが、これは違法業者の摘発と違法業者の再出店がもうイタチごっこようになってしまっている、このような状況が実感としてよくわかったところでございます。また、貸金業協会に属します企業と属さない違法な企業とが大きく大別されるであろうということも想像にかたくなかったところだということがよくわかったところでございました。

さて、このような中、借り手と貸し手が適正な運営によりましてよりよい金銭消費貸借ができる貸し金体制をつくるのが何よりも重要だと思っております。そのためには、三つポイントがあると思えます。

まず一つは、多重債務状況に陥る人をなくすること。二つ目は、やみ金融の撲滅でございます。そ



して三つ目には、安定的な信用供与ができる、このような経済の状況をつくっていく、そういう、この三点だと思います。この点につきましてお尋ねを申し上げます。

まず、一つ目でございますが、資本主義社会におけます株式会社の非常に大きな目的としましては、株主に対する配当をできるだけたくさんしよう、利益の極大化ということは大きな点でございますが、さりとて、収益重視策に陥り過ぎて今のような多重債務問題が起こっているのではない、そのような疑問を持つのは自然なところだと思います。

安易な審査基準や、また、借入理由の把握がしっかりとできているのか。そのようなことを考えますに、今協会に入っております適正な貸し金の企業が貸し付けを行った後で、同じ人に対して、協会に入っていない違法な貸金業者が再度貸して多重債務が起こっているとか、いろいろな状況があるかと思いますが、このような適正な審査基準が守られているのか、また、借入理由がしっかりと把握されているのか。

この点が、先ほどと重なってしまいますけれども、もう一度伺いたいことと同時に、社内体制として、収益アップをしつかりと進めていく部署と、もう一つは、貸し出しが適正かどうかを審査する部署が、会社の制度、体制として、独立した、双方がチェックをし合えるような体制になっているのかどうか。この二点、まず伺いたいと思います。協会長、よろしく願います。

○石井参考人 多重債務者問題を深刻にしているのは、関先生おっしゃっているとおり、非協会員でございます。協会に入らないと、現状、個人信用情報センターの会員にはなれません。したがって、本来であれば個人融資はできないんです。それで、なぜ彼らはやっているのか。それは、二九・二%をはるかに超える超高金利でやりやすから、できるということになるわけでありまして、つまり、違法金融でございますけれども、先ほど

いらした神田に、ことしの五月時点で百八十五社の登録がございます。そのうちの協会員は、たった六社です、本店を置いているのは。そういう状況です。これは、やみ金対策法ができて、なおかつ非常に厳しい登録要件が成っておりますけれども、これはあくまでも形式的なものでありまして、百八十弱の業者が捕まらないうで、そこで常在してしまっている。つまりそれは、利用者が被害者意識がない、そこで使っているということ、この現実を深刻に認識していただきたい。

つまり、何かと申しますと、まともな業者を育成しないと、すべてがこういうことになる。やみ金に行かないと借りられないという状況を生んでしまえば、これはもう被害者意識のない被害者がどんどん生まれてしまう。

私は冒頭申し上げましたけれども、行政罰も含めて最低限一五%というのは、世界で類例のない金利なんです。この結果、恐らくこれが導入されると、ますますひどい荒れたマーケット、利用者も、そこしかない、違法なところに行かなければ利用できない。先ほど、信託銀行から生命保険会社の方々、お話ししましたけれども、引き受け手がいないんです。今、二十万人利用者がいますけれども、恐らく、これはすべてほとんどが利用できなくなる。この引き受け手がいないということ、よく御認識いただきたい。

ですから、多重債務者問題というのは、金利を下げれば解決できるものではない。これは、こういう論文はいっぱいあります。多重債務者問題と金利が関係あるという論文はほとんどないんです。回答になりますかどうか。

あともう一つは、収益でございますか。(関委員「収益アップを目指す部署と貸し出しの審査をする部署」と呼ぶ)これは、そういうこともあります。つまり、収益を伸ばす余力、多重債務者を生むような営業をしていけば、必ずこれは元も子もなくなくなるという話でございます。金融業者が一番やってはいけないことなんです。したがって、悪質業者の存在をなくす、そして

利用者の債務の状況がきちっとわかる個人信用情報センターの整備を待つ、これだけで、多重債務者問題の多くのところが解決できるんです。制度づくりがまず大切なんです。ところが、もう価格規制が入ってしまいますと、はつきりしているのは、その制度づくりの力さえなくなつてきます。我が業界からは、カウンセリング機構の構築も、物すごいお金がかかるんです。信用情報センターの構築も、物すごいお金がかかるんです。ガバナンスの高い協会の構築も、物すごい資金がかかります。しかし、すべての収益を奪ってしまいますから、所期の、法律が期待する現実とは、私はなかなか難しいと思います。この法案のもとではなかなか難しいと思う。ぜひその辺は御理解いただきたい。

それで、恐らく数年の後に、私が申し上げていることは現実化するでしょう。法律はいつでも変えられますから、遅くともそのときには再考したい。現実が一番証明します。今はまさに現実離れした議論が先行している、現実を無視して法律がつくられておる、これは声高に私は申し上げたいと思います。よろしく願います。

○関委員 今、石井会長からいろいろ今の現実を踏まえた御意見をいただいたわけでございますが、トータルで考えてみますと、やはり信用収縮が起こるだろうというふうな御意見だったと思います。

このような中、私が非常に大事だと思っておりますのは、この信用収縮が行われた上で消費者自身の行動が変わってくるのかどうか。消費者がやはり同じように皆様の貸金業界の方々に対して申し込みをしてくる、それが受けられないという状況が行われるわけでございます。そのような中、いわゆる貸金業界の健全な体制を我々はしつかりとつくっていくかといういけないわけでございますが、そのときに必ず必要となると思いますが、消費者自身への啓蒙だと思えます。もちろん、先ほどから各貸金業界の皆様が、自社としてのコンプライアンス、しっかりとやらないといけない、それ

は決意のほどを聞かせていただいたわけでございますが、借り手側の方もしっかりと啓蒙するのは我々の役目だと思います。

その点につきまして、プロミス様の神内社長とアイフル様の福田社長から御意見を伺えればと思います。

○神内参考人 今、関先生からお話しいただきました行動につきましては、今先生が言われましたとおり、借りられないお客様が間違いなく出てくるという状況になりますので、消費者啓蒙並びにセーフティーネット、その中でも特にカウンセリングのところは今後、より重要になってくるだろうというふうに思っております。

○福田参考人 今、関先生のおっしゃられましたとおり、利用者に対する啓蒙活動というのは大変重要になってくようかと思えます。特に、需給バランスが崩れるわけでございますので、その結果やみ金融に走られる一部の方々がおいでかと思えます。その方々に対する啓蒙、並びに、借りられなくなった健全な方々、この方々に対する供給をどうするのかといったことも考えていかなければならないのではないかと、今、今の御質問から感じさせていただいております。

以上でございます。

〔委員長退席、増原委員長代理着席〕  
○関委員 今両社の社長から、借り入れをする人に対しての啓蒙も必要だということをお伺いいたしました。私もまさにそのとおりだと思います。

ただ、一方で、協会に入っていない事業者の貸金業をされていらっしゃる企業の皆様の方でも、新聞に載ってしまうようないろいろな事件も起こっているのも確かでございますので、その点につきまして、コンプライアンスをしつかりと守っていただく、しっかりと体制づくりをしていただくと同時に、また借り手の方へのいわゆる啓蒙もしつかりとやっていくような、そんな体制をやって、世の中の消費者金融というふうなところが健全でよりよいものになっていくようにしていかなければならないと思います。

では、最後の質問をさせていただきます。

先ほど消費者金融の社長様からいろいろお伺いしたわけですが、信用収縮は恐らく起こるであろうというふうな御意見を伺ったわけでございます。今、銀行とノンバンクはすみ分けがなされております。今後、消費者金融におきましては信用収縮が起こる可能性がある、このような中で、銀行とノンバンクが今すみ分けがなされているわけですが、そのすみ分けの状況に変更が出てくるのかどうかということにしまして、展望がございましたら、全銀協の会長と貸金業協会の会長から御意見を賜りたいと思います。

○畔柳参考人 お答えいたします。

確かに、これから、先ほど申しましたとおり、銀行の方といたしましても、そういうニーズを的確にとらえて、そして今回の法律なども十分にそしゃくして、いろいろ便宜性も増して対応していくかなきゃいけない、こういう認識で、私どもの個別の銀行で申し上げれば、今それこそいろいろなことを学びながら、利息制限法の範囲内での対応を試みているところでございます。カード事業なども含めまして、恐らく、今度の新たな展開として、貸金業界さんの方でもまた、この法律もそしゃくされ、取り組まれると思います。

したがって、どういふふうにすみ分けられるかということについて、なかなかそれは今から予測することは難しいですが、その結果、消費者の方々がやはり適宜選択されまして、結果としてのすみ分けができていくのではないかとこのように思っております。

○石井参考人 ここ数年の間でございますけれども、銀行または銀行系の貸金業者が消費者信用市場に出てまいっております。これも、私も消費者金融業界が三十年にわたってつくり上げました個人信用情報センター、そのデータが一部開放されるようになった、この成果をもつて、このようにすみ分けと申しますか、同じ土俵で資金を供給できるということが、これは前進してきたわけでございます。

しかし、それですべて銀行系、銀行ができるかと申しますと、私はそういう意見ではございません。それぞれその資格に応じた、消費者、資金需要者の方々はやはり銀行以外の資金供給者の供給を受けなければいけない場合もあり得るということで、両方とも必要である、こういうふうに思っています。

○関委員 金融とはそもそも、私も実際の銀行で働いた経験が十七年ほどございますが、本場に経済の血液だ、いわゆる経済を進展させるものの本場の源なんだということがよく言われ、私は、当初、社会人一年生のときに、銀行に入りますときに、役員の面接で、私は社会を進展させるために銀行に入りたい、そしてよりよい健全な経済が日本を支えていくべく努力してまいりたい、それを入社の理由として申し上げた次第でございます。

金融が健全であることは、本場に資本主義社会の中で経済が発展する大きな源であります。このような中、金融を通して自殺者が発生するような状況につきましては、これは本場に心の痛い状況でございます。そのような中で、冒頭に申し上げましたとおり、私たちはまず、多重債務問題に關しまして、それに陥る人をしっかりと救っていかねければならない、発生させては絶対にいけないんだ、そのような決意を持って、そして、今ばつこするやみ金に対しては、撲滅をするんだ、そのような意識を持って、そして同時に、健全な消費経済の育成を図っていきまして、経済のみならず生活の安定を図っていく、そして豊かな、心安らかな生活をみんなが送れるようにしていこう、そのように寄与しなければならぬと思っております。

そのためには、法を遵守される協会に属した皆様方の全面的な御協力とともに、改定サイドを含めまして、そして国民全員が良識を持った行動をとって、このような自殺者が出るような現状を打破していかないといけない、そのように私の意見を申し上げまして、本日の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○増原委員長代理 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 公明党の石井啓一でございます。

参考人各位におかれましては、本日は、本委員会にお越しをいただきまして心から御礼申し上げます。

まず、全国貸金業協会連合会の石井会長、それからプロミス株式会社の神内社長、それからアイフル株式会社の福田社長、お三方にお尋ね申し上げますが、貸金業利用者が全国で約二千万人ですが、そのうち無担保、無保証の消費者金融が約一千四百万人と言われているけれども、そのうち多重債務者が二百万人以上にも上ると言われている状況は、私は、やはりこれは異常だと思っております。やはり大きな問題だというふうに思っております。

先ほど石井会長の方から、多重債務者の問題は、やみ金融、不適切な業者が大きく関係しているというお話がございました。確かに、多重債務に陥った方が最終的に行き着くところは、そういうところに行き着くと思うんですけれども、ただ、初めからやみ金融あるいは違法な高金利を取るような業者から借りる方は少ないと思うんですね。最初には小さな額を借りていたのが、それがどんどん膨らんでいって、ついには返済のための新たな借入れをするようになって、最終的にはまともな業者からは借りられなくなってやみ金融に頼らざるを得なくなる、こういうプロセスがあると思うんです。

私は、高金利が、貸し倒れリスクが高くても収益を生むということから、やはりどんどん貸し付けを促すという方向に働きかけると思うんですね。結果として、返済能力を超えるような貸し付けをしてしまう。特に、リボルビング払いについては、毎月の返済がそんなに負担が多くありませんから、貸付残高が安易にふえてしまう、こういうこともあろうかと思っております。高金利が過剰貸し付けを促し、それが多重債務者を生む、こういう

因果関係があるというふうに私は認識をしておりますけれども、この点についていかがお考えか、お三方にお伺いをいたしたいと思っております。

○石井参考人 多重債務者がやみ金融の被害者になるというお話でございましたけれども、必ずしもそうではございません。

私どもが、二〇〇〇年にやみ金融のばつこが猛烈にありまして、そのときに大変な費用をかけたしまして全国的なやみ金被害者の声を聞きました。もちろんこれは相談も受け付けました。それで、一万人余りの方のデータを分析したところ、必ずしも多重債務者だけではない。もう既に正規の貸金業者からは借りられない、つまり悪いデータ、事故のデータが個人信用情報センターに入っているとか、そういう方々が極めて多いということをまず申し上げたいと思います。

多重債務者になった方に対しては、もちろんこれはやみ金融を撲滅しなきゃならない、やみ金融へ行つて被害に遭うというのはやみ金融があるからでございますから、とともに、返済困難に陥った方即カウンセリングを受けるような体制をつくるのがまず第一だと思います。

それから、多重債務に陥る方の個人的な特性がございまして、何遍でもなる。ですから、やはりこれもカウンセリングしか解決できない。弁護士さんがやる法的な解決で借金をチャラにしても、また借りる、こういう繰り返してございますから、これはひとつその点を御認識いただきたい。

金利が高いから多重債務者を生むというお話でございましたけれども、私も、ずっとこの半期間データを示して申し上げてきたのは、経営効率の高い大手業者はともかくとして、中小業者に至っては、もう既に、二％貸付金利が下ればもう廃業であるということを、客観的なデータを示しております。そういうことで、この高金利が多重債務者を生んでいるということについては、大方の業者については当たらない、こういうふうな意見を申し上げたいと思っております。よろしくお願いたします。



〔増原委員長代理退席、委員長着席〕

○神内参考人 先ほど陳述でも述べさせていたいただきましたけれども、多重債務に陥る学術的な検討、研究というものが現在なされていないというのが現状でございます。多重債務者になる過程というのはいろいろな経緯があるかと思っております。

場合によっては、ギャンブル等で遊興費に使って、結果、いろいろなところから借り入れをして多重債務者になる方もおられると思いますし、ライフイベントの中で、例えば病気ですとかけがとか、そういったもので所得が減少する、もしくは断たれる、またリストラ、それから倒産等によって収入の道が途絶える、そういうことによつて、従来払っていたものが払えなくなつて、結果として借り入れで生活費を賄うようなケースもございます。

そういった意味で、金利は低ければ確かにおっしゃるとおりそれにこしたことはないということでございますので、金利の問題が多重債務の問題に、たくさん借りのあられる方については当然そういう状況になるということは一つの要因としてあるというふうに認識しておりますけれども、金利だけがすべての多重債務者の発生要因であるというふうには認識をしております。

以上でございます。

○福田参考人 ただいま神内社長の説明がございましたので、私からは、リボルビング契約が借金漬けを起し、多重債務者を生む温床になっているのではないかと、この点について御説明を申し上げます。

私どももそのようなことに対する批判は承知しております。しかしながら、多数の利用者の方々は限度額以内で必要に応じて御利用いただいておりますので、リボルビング契約が多重債務の温床であるとは言えないと考えております。あくまで一部のお客様において、自己管理ができない、結果として多重債務に陥るというようなこともございます。必ずしも高金利がすべてではないととらえております。

○石井(啓)委員 今回の法案では、多重債務に陥りそうなる人にはある意味で貸さないのも親切だという考え方でこの法案が成り立っているというところは申し上げておきたいと思っております。

それから、同じくお三方にお伺いいたしますけれども、法律の案では、公布後おおむね三年をめぐりにして出資法の上限金利を二〇％に引き下げるということをご予定しておりますけれども、直ちに引き下げるべきとの御主張もございします。仮に直ちに引き下げるとなると、どのような影響が生じるというふうにご想定をされるか。同じくお三方にお伺いをいたしたいと思っております。

○石井参考人 先ほど冒頭の陳述で申し上げましたとおり、中小業者におきましては、言葉が適切かどうかわかりませんが、即死状態、直ちにやめざるを得ない。いずれにしても、もう三年後に引き下げということが決まっておりますので、中小業者も商人としての選択をするならば、もう既に撤退が起きておる、もう既に激しい信用収縮が今起きつつあるということを申し上げたいと思っております。

したがって、私も、先ほど申し上げましたが、一、二年のうちに、金利引き下げが実行される前に、この法案の影響が実際に出てくるというふうな思いをしますので、ぜひ、それをきちんと見守っていただきたいと思います。

○神内参考人 金利が直ちに引き下げられた場合につきましては、当然、今後のクレジットリスクといえますが不良化率を抑えていく、それが収支構造の中で求められるということになりますので、より低リスクの方々に対する融資、先ほど資料でも御提示させていただきましたけれども、約四割程度の契約率になるだろうという、推計でございますけれども、そういった方々に御融資をするということになってまいります。

そして、既存のお客様についても、同様、リスクの高い方々に対しては与信の供与の停止、そういったことによりまして信用収縮を当然行い、残高を減少させていくということが実態として出て

まいるというふうに思います。

一方で、陳述の中でも申し上げていただきましたけれども、そういった方々に対するセーフティーネット、こういったものが整備されないままそういった導入が行われますと、結果としてやみ金融の被害に遭われる方が増加するということとは十分考えられることではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○福田参考人 直ちに上限金利の引き下げとなりますと、営業体制を構築できない業者にとりましては大混乱に陥ります。その結果、資金の提供を受けられない利用者が、私どもの、先ほど冒頭のごあいさつのところでも、残高が三割から四割減少すると申し上げましたが、それを一挙に進めなければならぬといったことが考えられます。

その結果、資金需要者は追い詰められまして、供給先を失ったわけですから、当然、違法業者のところに、やみ金業者のところに走らざるを得ないということが予想されます。

以上、御説明申し上げます。

○石井(啓)委員 次に、法案成立後、どのようなビジネスモデルが考えられるかというお話ですが、先ほどの石井会長の陳述では、残高五百億円未満の業者はすべて廃業するしかないというお話でございましたけれども、大手の神内社長、福田社長のところは、今この法案成立した後、どういうビジネスモデルに変更していくかというふうにお考えなのか、今の時点でお話しできる範囲でお願いをいたしたいと思います。

○神内参考人 今後のビジネスモデルにつきましては、今現在、鋭意検討中でございますけれども、今後のビジネスという観点でいきますと、今後、調達金利であります市中金利の上昇というものも十分考えられますので、今後については、今まで培いました与信並びに債権管理のこういったノウハウを生かしたファイナンス、例えば保証ですとか、他の事業パートナーとのパートナーシップを結んで金融サービスを提供するとか、そういった

たことを考えていきたいというふうに考えておりますけれども、詳細については現在検討中でございます。

以上でございます。

○福田参考人 ただいま模索中でございますが、私どもの収益構造で、アバウトでございますが、残高ベースでの利ざやが六％ございます。平均での販売金利が今二三％です。上限金利が二〇％以下になりますと、おおよそ一六％から一七％になります。結果、現在の利益はすべてゼロということとともに、市中金利がこれから上昇する可能性もございします。そういう意味では、大変厳しい、新たなビジネスモデルを模索しなければならぬ。

その中で考えられることといたしましては、社員のリストラ、店舗閉鎖、宣伝費の削減、不良債権を出さないための貸し付けの大幅なカットといったような施策を現在検討中でございます。

○石井(啓)委員 次に、全銀協の会長でいらっしゃいます三菱東京UFJ銀行の畔柳頭取と、それから石井会長、お二方にお伺いいたします。

今度、信用情報の流通の件でございますが、今回の法案では、指定信用情報機関を指定いたしましたので、まず、貸金業者間でリアルタイムで借り手の総借入残高を把握して、収入に応じた過剰貸し付けの抑止ということを図っていくわけでございます。これがある程度成功した後は、私は、将来的な課題としては、貸金業者間だけではなくて、全銀協さん、あるいはクレジット等のほかの業態さんとの間の情報流通というの図った、借り手の、どういった借り入れを行っているのか、そういう情報をきちんと把握した上で収入に応じた貸し付けを行うということが将来的には望ましいんだらうというふうに思っています。貸金業者と全銀協さんとの間の情報流通、将来的な課題として私は望ましいと思っておりますけれども、その点についていかがお考えか、最後にお伺いしたいと思います。

○畔柳参考人 お答えいたします。

先ほど私の陳述の中でも、今回の貸金業界の情

報の一元化について大変評価をするというふうに申し上げたところでございますが、今後、まずそこから始めて、全銀協としても、多重債務者問題の解決に向けて、ホワイト情報を含めて信用情報の交流促進を行っていくことは課題と考えておりまして、個人情報保護という観点もございしますが、それも踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

○石井参考人 個人情報情報の開放ですけれども、先ほども申し上げましたように、もう既に、私どもの全情連の情報は、一部銀行系それからクレジット産業に開示しても開放しております。これは複合入会という形で開放しております。でございますけれども、ますますこれが進んでいく、こういうふうには認識しております。

○石井(啓)委員 では、以上で終わります。

ありがとうございました。

○伊藤委員長 次に、馬淵澄夫君。

○馬淵委員 民主党の馬淵でございます。

きょうは参考人質疑の機会をいただきました。この貸金業の規制等に関する法律案、大変な世間の耳目を集めております。きょうは、いわゆる供給者側、貸し金をされる側のお立場での参考人の方々にお集まりをいただきました。私の方からは、ぜひ忌憚ない御意見をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

まず、きょうは、委員会としては現地視察に参りました。神田の貸金業、その密集の状況を見てまいったわけであります。こうした、現実その現場で行われている貸金業に対しての規制の法案、これは与党でも、また、私ども民主党におきましては、審議を行ってきたその法案の作成については、さまざまな議論が行われてきたわけでありまして、こうした、現場の実態に即した法案をつくるというこの思いは一緒でございます。

さて、こうした法案の審議、とりわけ与党におきましては、紆余曲折があったと報道をされておりました。その中で、貸金業の方々、先ほど石井参考人がお話しになられたような現状を十分理解

するような議論もなされたり、あるいは一方で、世論が大きく動いているこの上限金利に関しては、引き下げが即時になされるべきではないかといった声に耳を傾ける方々もおられると聞いております。そうした与党の議論、紆余曲折はありましたが、ようやく政府案として、閣法として出されたわけでありまして。

さてそこで、私どもは、貸金業の皆さん方がこうした議論にどのような形でかかわってきたのかということについてお尋ねをしたい。

私どもの理事からは、当委員会に対しては再三の資料要求をさせていただきまして、ここに委員会が始まるまでの資料要求の一部がございます。しかしながら、要求したものの提出されていないものもございました。それは貸金業の方々ととりわけ全国貸金業協会連合会、あるいは全金連の皆さん方がつくられている政治連盟、全国貸金業政治連盟、全政連と呼ぶものでありますが、これら全政連から、果たして政党や、あるいは議員にどのような形で今日まで献金やパーティー券などの購入という形で支援がなされていたのか。当然ながら、法案の審議においては、こうしたかわりも十分に把握すべきであるとの考えを私たちは持つております。

そこで、石井参考人にお尋ねをいたしたいと思っております。協会としてあるいは全政連として、政党本部あるいは支部に献金をなされたことがございますか。直近のことですが、端的にお答えください。

○石井参考人 貸金業協会は献金をしておりません。(馬淵委員「端的で結構です」と呼ぶ) 全政連は、私は答える立場にはありませんけれども、多少はしておると思えます。これはなぜかと申しますと、全金連の会員のうち全政連に入っております者は、今たしか一〇%を切っております。そういう状況でございます。それと、パーティー券購入も含めて、全政連のすべての活動報告は公開されておりますので、隠し立てするものは一切

ない、こういうふうには思っております。

○馬淵委員 全金連の方では献金はない、しかし全政連にはある、今こうお答えをいただきました。全政連は、全金連のうち一〇%ほどだとおっしゃいましたが、少なくともこの協会が母体となつて全政連がつくられている。この中で、全政連の、党本部あるいは支部に対しての献金はあるというふうにお話がありました。これに対しては、今全く把握をされていないということでしょうか。全金連として把握されているかないか、これをお答えいただけますか。

○石井参考人 パーティー券を……(馬淵委員「献金です」と呼ぶ) 献金というのはどういう意味ですか。パーティー券を購入しているだけです、それも数枚単位で。(馬淵委員「では結構です」と呼ぶ) 献金ではございません。

○馬淵委員 確認いたします。献金とパーティー券は違うんですね。私が今お聞きしているのは献金です。端的で結構です。

○石井参考人 献金は全くなません。

○馬淵委員 繰り返しお尋ねしますが、全政連からの献金はゼロということでしょうか。

○石井参考人 私は、先ほど申し上げましたように、答える立場には本来ないんですけども、私の認識は、献金は全くないというふうに思っております。

○馬淵委員 引き続きお尋ねをします。

先ほど言葉に上りましたパーティー券についてお尋ねをします。

こちら、全金連あるいは全政連、議員に対してのパーティー券の購入についてでございますが、これにつきまして、過去、大臣、副大臣、政務官、また自民党の金融調査会、これは正式には自由民主党金融調査会、そして同じく自由民主党金融調査会貸金業制度等に関する小委員会委員の方々のパーティー券の購入はございますでしょうか。

○石井参考人 繰り返し申し上げますけれども、私は全政連の立場ではございませんので、私が記憶にあることだけを申し上げておるのであります、その

ことについては、今回答できる資料も、それから知識も持ち合わせておらないということを申し上げます。

○馬淵委員 全金連のお立場ということですから、それは十分承ります。

では、恐れ入りますが、全政連の会長はどなたでしょうか。

○石井参考人 小倉利夫会長でございます。

○馬淵委員 小倉利夫会長は、どちらの会社の代表、そしてどちらの貸金業協会に所属をされておられますでしょうか。

○石井参考人 会社の名前は三信倉庫であると思っておりますが、現在は埼玉県貸金業協会の理事でございます。

○馬淵委員 石井参考人は、東京都貸金業協会の代表をされておられます。そして、当然ながら連合会の会長を今されておられるわけでありまして。この埼玉県の貸金業協会の三信倉庫の小倉利夫会長、面識はございますか。

○石井参考人 面識はございません。

○馬淵委員 面識があらわれ、そして当然ながら協会としてはお話をされる立場にあるはずでしょう。

会長、参考人、先ほど一〇%とおっしゃいましたが、少なくとも全金連を母体として全政連ができ上がっているのは歴史的経緯では事実じゃないですか。その中で、参考人、今、小倉利夫会長とは面識もありません、同業の仲です。小倉利夫会長への資料要求については、石井参考人からぜひお願いをしていただきたいんですが、いかがですか。

○石井参考人 資料要求とおっしゃいますけれども、すべて公表しているはずですが、何を資料要求するんでしょうか、一体。

○馬淵委員 十万円以下は公表されないんですね。ですから、少なくとも、先ほど私が申し上げたような議員の方々のパーティー券の購入に関しては、これはすべて資料として委員会に提出をいただきたいと思っております。ぜひこれは、お立場

として、全金連の会長として、お立場にないとお話しになりましたが、面識もある三信倉庫の社長でおられる埼玉県貸金業協会の小倉利夫理事に、ぜひ資料の提出要求をお伝えいただけませんか。どうか。いかがですか。

○石井参考人 御要望の向きは検討させていただきますけれども、この全政連というのは、会社が入っているんじゃないで、個人が入っているんですね。これは代表者が必ずしも入っているわけじゃなくて、社員も入っております。個人の政治活動として御認識いただきたいと思ひます。

○馬淵委員 今、石井参考人からは御明言いただきましたので、ぜひ資料要求ということで、委員長、これをお願いいたします。理事会の方で御協議をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの要求につきましては、後刻理事会で協議をさせていただきますと思ひます。

○馬淵委員 ありがとうございます。

さて、今、全政連の方でということのお話でございますが、新聞報道には幾つか載っております。これは二〇〇六年九月二十日の朝日新聞、「貸金業界 政界への資金増やす」ということで、規制の見直しに対して、パーティー券の購入について記事が出ておりました報道でございます。

全政連は、〇五年の収支報告書によれば、中川秀直当時自民党政調会長、甘利明同党政調会長代理のお二方、金額はそれぞれ六万円と三十万円、このように載っております。こうした形でパーティー券の購入がなされていたわけでありまして、さて、こうしたパーティー券の購入がなされている、こうした、当時政調会長並びに政調会長代理でおられる、法案の責任者であり、いわゆる政策責任者であられ、またそのナンバーツーでおられる方、そして現時点におきましては、与党の重責を担う幹事長、並びに今回の閣法を提出された閣議決定の中の一員としておられる、経済産業大臣という重責を担っておられる、政調会長代理でおられた甘利さん、こうした方々がおられる。

さて、こうした全政連のいわゆる政界への資金というのは、やはり何らかの期待やあるいは見返りというのは考えられてのことなんでしょうか。これはぜひ、石井参考人、お答えいただけませんか。

○石井参考人 マスコミのミスリードというのは今に始まった話じゃないと私は思っていますけれども、それほどおっしゃるならば、なぜ四千四百もある五百億円未満の、三信倉庫の社長の会社でもそうなんです、なくなるような法律ができたんでしょうか。全く御懸念の向きはないと思ひます。(発言する者あり)

○伊藤委員長 御静粛にお願いします。

○馬淵委員 私が聞きしたの、見返りや何らかの期待があつてのことだと思ひますかとお聞きをしています。端的にイエスかノーかでお答えいただけますか。

○石井参考人 これは、個人で入っている、個人の政治信条に基づいて加入している政治団体でございますから、全くございません。

○馬淵委員 この全政連の収支報告書を見ますと、先ほど申し上げたように、支出に関してはこうしたパーティー券の購入などが上げられているわけでありまして、これが〇五年、千二百十六万円です。これらの金額が上がっております。

さて、こうした金額が支出であるわけですが、一方で、収入の大半は寄附です。寄附として受け取ったお金でパーティー券の購入をされているわけでありまして。

さて、ここで福田参考人にお尋ねをいたします。福田参考人は寄附をなされたことがございますか。

○福田参考人 ございます。

○馬淵委員 福田参考人は、百四十九万円、この全政連のパーティー券購入のための資金の収入に、寄附としてその百四十九万円を入られた。そしてそのお金で、先ほど申し上げたようにパーティー券が購入されていくというわけでありまして。

さらには、石井参考人は、見返りは期待はしてないということのお答えをいただきましたが、この全政連の〇六年渉外費は、〇五年の予算を上回る一千四百万円。そして、事業計画にはこのように記されています。来年度に予定される参院選で与党議員のうち業界に理解のある候補者を中心に支援する、与党議員と書いてあるんですね。そして、パーティー券購入に限らず柔軟に対応していくなどとしています。

このように、今、石井参考人のお話にありました、期待はない、期待がなかったからこんな法案になったんだというふうにおっしゃっておられますが、福田参考人は、その収支の中の収入の寄附もしているということでもあります。

さて、福田参考人は、この中で百四十九万円の寄附をされておられるわけですが、この事業計画にあるように、来年度に予定される参院選、与党議員のうち業界に理解のある候補者、これを中心に支援するんだという御意図、これはいかがですか。

○福田参考人 福田個人として寄附をしているものでありまして、あくまで、相撲でいうタニマチの、ファンクラブの一人として寄附をさせていたでいております。

○馬淵委員 個人での応援だということでしたが、改めてお尋ねをします。では、福田参考人は、アイフルはパーティー券の購入はございませんか。

○福田参考人 ございます。

○馬淵委員 会社は、イコール社長個人のものでございますか。

○福田参考人 上場企業でございますので、福田個人のものでございませぬ。

○馬淵委員 福田参考人の個人の思いと、偶然でしようか、会社の公たる立場の行動が、これは今、一になつていくということではありませぬでしょうか。いかがですか。どうお答えになれますか。○福田参考人 恐れ入ります。何が一になつていとおっしゃっているんでしょうか。

○馬淵委員 福田参考人は個人の思いで寄附をされたということでした。しかし、会社でもやっておられる。つまり、福田参考人、会社全体が同じ方向を向いているということじゃないんですか。これは、公であるとおっしゃった会社も同様に、与党の議員を支援するという方向で立てられている事業計画にのつとつた行動ととられても仕方ないんじゃないでしょうか。いかがですか。

○福田参考人 企業経営におきまして、トップの考え方並びにその考え方が役員会で反映されるといふことはよくあることでございます。

○馬淵委員 企業が、その企業の収益を集める、株主の最大価値を高めるために企業トップの意思を反映する、これは当然です。しかし、企業が、パーティー券の購入あるいは献金、政党支部への献金というのは、これは企業の収益活動とは別なものです。この別なものであるはずの政治への支援が社長のお考えと一になつていくというの、これはどういうことでしょうか。お答えいただけますか。

○福田参考人 いろいろな案件におきまして、トップの考え方と会社の考え方が一致することは多々あることでございます。

○馬淵委員 私は、今、一連のこの記事をお伝えさせていただいているのは、今回閣法として出された法案、そして私どもの対案、これもまたこの委員会の中で、議論が再開されればしっかりとお伝えをしていきたいと思つておりますが、業界の中でこの法案の作成に対しては大変な懸念がございまして、これは石井参考人の御意見でもそうでした。これは神内参考人、福田参考人も同様であります。

しかしながら、その中で、先ほど来、リストラが必要だ、あるいはビジネスモデルの変更が必要だ、このようにおっしゃったが、その以前には、これを何とか食い止めようとして献金がなされてきたという現実ではないのかと、これは国民が見ればだれも思われるんじゃないでしょうか。そして、福田参考人が幾ら、トップの意思とそ

れを反映している企業があつてもおかしくないんだとおっしゃつても、これはトップの意思イコール企業の行動として、パーティー券の購入など、与党議員の支援、業界に理解を示す議員を支援するという方向に動いていたという事実ではないのですかと聞きをしているんですが、いかがですか。そのように一般の方がお感じになられるのか、考えはされませんか。

先ほど来、消費者の方々に大変な不信を招いてしまったことのおわびの言葉が述べられました。果たして、参考人のお言葉が本当に心を込めたお言葉であるのならば、今国民の前で、私が質問をしていることに對して、明確に御自身のお考えはどうなのだとおっしゃっていただけませんか。いかがですか。

○福田参考人 繰り返しになりますが、先生方の御活躍に對して、先ほど申し上げましたように、ファンクラブの一人として御支援を申し上げているということでもあります。

○馬淵委員 では、福田参考人、このパーティー券の購入、会社も含め、あるいは個人も含めというところでございますので、これについては当委員会に、参考人からの資料提出ということでお約束していただけないか。いかがですか。

○福田参考人 その件についてはお断りを申し上げます。

○馬淵委員 おかしいですね。先ほどのお話では、公の公器だということで、そして、社会に對して信用をしつかり高めていくんだというお話でした。私は、多くの国民の方々が疑問に思っている、あるいは不思議に思うことは明らかにしなきゃならないんじゃないですかとお伝えをしているわけです。

先ほど参考人のお話の中から、大きな迷惑をかけた、行き過ぎた成果主義だったというお話がございました。まさにそうした企業のあり方を標を正すんだというお話だったと思うんです。これは、それこそ国民の皆さん方に、いや、うちはこういう会社なんだ、何も隠すことはないんだと、今い

いチャンスじゃないですか。これこそ宣伝効果も、これはまさにここで、国会で、国民の皆さんが見る場所で、これは宣伝費用も要りませんよ、国会の場でしつかり開陳することができるといいます。では、資料要求がなぜできないんですか。出せない理由は何ですか。お答えください。

○福田参考人 私どももいたしましては、出す必要がないと思っております。(馬淵委員「理由だよ、理由」と呼ぶ)理由はございません。それは、私自身の判断でございます。(発言する者あり)

○馬淵委員 自民党の議員の方々から、よくわかったという声が出ましたが、私はこれはよくわからぬですね。理由は今出ていませんよ、私の判断です。

参考人、もう一度お尋ねしますよ。あなたが先ほど意見陳述の中で、消費者の信頼を高めたいんだとおっしゃっているじゃないですか。これは別に福田参考人の会社だけを私は申し上げているのではありません。神内参考人初め、石井参考人初め、皆さん方が長年培ってきたとおっしゃっているこの業界への信頼をしつかりと守っていくんだ、だから、この法改正に對しても、業界を一つにして、一つになって意見を言っていくという、その取り組みじゃなかったんですか。その中で、小さな疑念であるならば、どうぞここで明らかにしてください。

私は理由をお聞きしています。出せない理由、あるいは資料提出を今ここでお約束していただけない理由は何ですか。会社として、先ほど来謝罪を繰り返しておられますが、出せない理由、なぜかということをお明確にお答えいただけませんか。

○福田参考人 申しわけございません。私、先ほどから申し上げておりますように、私の考えに基づきまして、出すつもりはございません。(発言する者あり)

○馬淵委員 先ほど来理事から、参考人に失礼だというお話がありました。これはおかしい話ですよ。国会はどんなことも聞いて、こ

かり議論する場所じゃないですか。この貸金業法を私たちが国民の議論の中でやるんですから、これはおかしい話ですよ。これはもう理由を聞いておかないとだめです。(発言する者あり)

○伊藤委員長 いや、とめる理由にはなりません。引き続き質疑を続けてください。とめる理由にはなりません。馬淵君。

○馬淵委員 参考人にお尋ねをします。出さない理由をお答えください。

○福田参考人 先ほどから申し上げておりますように、献金なりパーティー券の購入につきましては、適法に処理をされているわけでございますので、それについて改めてお出しするというつもりはございません。御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○馬淵委員 繰り返し申し上げます。私は資料の提出を要求しているんですよ。資料の提出なんですよ。もう一度お答えください。

○福田参考人 個別の話ですよ。全金連ではございませんね、全政連でも。(馬淵委員「はい」と呼ぶ)そのつもりで、個社として、その点についてはお断りさせていただきます。

○馬淵委員 今、私は会社のことをお聞きしてきただけであります。石井参考人、これはやはり、まさに全金連の信頼性を今問われているんじゃないでしょうか。全金連として、今、大手五社のパーティー券の購入、このことについて資料を提出いただけないでしょうか。いかがですか。

○石井参考人 貸金業関連の業務以外のことに對して協会が一々指導する立場にはないというふうには思いますが、そういうお考えは初めて今伺っていますので、ちょっと戸惑っております。

○馬淵委員 貸金業の法案を審議していく上においては、少なくとも、全国の消費者の方々も耳目を集めてこれを今注目しているわけですね。大変多くの全国の方が見ておられる中で、一つ一つ貸金業の皆さん方が培ってきたその信頼をしつかり

守るには、先ほど私が申し上げたように、全政連の中では、与党議員を中心に応援していく、そして業界に理解のある候補者を中心に支援する、このような形で明確に言明されているわけですよ。語られているわけですよ。このような形で業界団体が動いていると多くの消費者が考えられますよ。全金連のお立場として、これは単に、貸金業を営むその具体的な業の中身だけで指導されるということであつていいんでしょうか。

私は再度……

○伊藤委員長 持ち時間が終了しておりますので、結論を急いでください。

○馬淵委員 はい。再度お伝えをさせていただきますが、この質問をさせていただきました問題に關しましては、当委員会に資料を提出していただくこと、これを重ねてお願い申し上げます、私の方の質問を終わります。

以上です。

○伊藤委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 民主党の川内博史と申します。

参考人の皆様方には、大変お忙しい中にお運びをいただきました。心から感謝を申し上げます。

それでは、私に与えていただいた時間は十五分しかございませんので、早速聞かせていただきます。

まず、石井参考人、神内参考人、福田参考人にお尋ねをいたします。

今回の政府提出の改正案では、国民生活センタのレポートによれば、多重債務の最大の原因であるといわれる高金利について、法成立後、大体三年ぐらいで上限金利の引き下げが施行をされるものというふうになっております。すなわち、グレイゾーン金利が三年間存置をされるといいます。今回の政府案の内容でございます。グレイゾーン金利が三年間存置をされる。

他方で、累次の最高裁判決に示されるとおり、任意性の要件について非常に厳格な判断が示されておりまして、裁判上は、グレイゾーンの金利と

いうのは認められないというのが現在の実情であらうかと思えます。

これらを踏まえて、公認会計士協会なども、会計上の基準として、ガイドラインとして、過払い金の返還請求に対応する積み立てをせよということでガイドラインが提示をされたわけでございます。

以上を踏まえた上で、今後も、グレーゾーン金利が存置をされる約三年間、利息制限法の上限金利を超える金利での商いというものをされるおつもりかということをお尋ねいたします。

○石井参考人 グレーゾーンという言葉は、法律上もあるいはお役所のどこにも書いてありません。(川内委員「だから、利息制限法を超えると言っているじゃないか、ちゃんと最後に」と呼ぶ)

○伊藤委員長 不規則発言は控えてください。

○石井参考人 ですから、申し上げますけれども、そのおっしゃっているいわゆるグレーゾーンというものが、すべて現下の法律のもとであたかも違法なものとしてグレーゾーンという言葉が使われておりますけれども、それは間違いである、こういうふうにあります。

最高裁の一番最後に出ました判例は、いわゆる契約約款の中に……(川内委員「委員長、ちゃんと答えさせてよ。十五分しか時間がないんですよ。利息制限法を超える金利で商いをするかと最後に聞いたじゃないですか、ちゃんと」と呼ぶ)

○伊藤委員長 ちよっとお待ちください、今答えていきますので。

○石井参考人 ですから、答えます。

ですから、違法ではないわけですから、恐らく、当然過意約款を抜きにしてこの間の資金提供は行っていくと思います。でなければ、資金需要者は非常に困るという前提で申し上げているわけがあります。

○神内参考人 経過期間の三年間につきましては、利息制限法を超える金利の適用というものはあるというふうに認識をしております。

○福田参考人 私も同じように、出資法での金利

の適用については三年間継続される、そのように考えております。

○川内委員 石井参考人、私はここできょうは議論をする気はないので、聞いたことにだけお答えいただければ結構でございますので。

それでは、続いての論点に移らせていただきます。

現在財務省の理財局にいらっしゃる方が、金融庁の金融会社室長でいらっしゃった方が、平成十六年の一月に「改正貸金業規制法のすべて」という御著書を書かれていらっしゃいます。これは、平成十六年の八月には、「改正貸金業規制法のすべて」増補改訂版としてさらに八月に刷り増しが行われているわけでございますが、この一月に出版された初版、それから八月に出版をされた増補改訂版、合わせて石井会長のところは御冊お買い求めになられましたか。

○石井参考人 最初のが一万冊買っていると思います。それから、改訂版が五十冊購入しております。

○川内委員 それでは、神内参考人と福田参考人にお尋ねをいたします。

それぞれのお会社で、この御著書をお買い求めになられましたか。さらには、タバリスという大手五社で消費者金融連絡会という団体をつくりたいというふうなことがあつたか、あるいは、その冊数も含めて御答弁をいただきたいと思っております。

○神内参考人 まず、プロミスの部分について回答申し上げます。

まず、初版本につきましては、業務の研究の目的のために数冊購入をしております。改訂版につきましては、購入をしていないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○福田参考人 学習のために、すべての営業店、スタッフ等で購入をいたしております。改訂版も購入しております。(川内委員「冊数」と呼ぶ)

数百冊だと思います。

タバリスの件は把握しておりません。今調べさせていただきますので。

○川内委員 それでは、タバリスでお買い求めになったかならなかったのか、その冊数を含めて、後でお教えをいただきたいというふうに思います。

ところで、私も把握をしております、この「改正貸金業規制法のすべて」という金融庁の方がお書きになられた御著書であります、全部で二万二千五百冊というふうに御報告をいただいております。今、それぞれに御回答をいただきました冊数を合わせても一万数百冊ということで、数が合わないわけでございまして、実は、この出版元の大蔵財務協会に私、電話をしましたら、先生、この手の本はそんなに売れるものじゃありませんからと言われまして、二万数百冊というのは大変なベストセラーなわけでございますが、この差について、もうちょっとよく、タバリスを含めて解明をしなければならぬというふうに思っております。

それでは、続いての論点でございますが、平成十四年度の全国貸金業協会連合会の「特別賛助会費に係る収支計算書」というものがございまして、平成十四年度、十五年度、十六年度、十七年度というふうにご覧いただけますが、この中の費目についてお尋ねをさせていただきます。

まず、平成十四年度の「ヤミ金融苦情受付強化月間費」として二億一千六百四十五万八千二百五十四円、その中の「(1)活動告知広告費」として一億七千六百八十九万七千七百五十五円というところでございますが、これは、新聞の広告などを出しにされたというふうにお聞きしておりますが、この新聞広告を出された窓口になった代理店を教えてください。

○石井参考人 これは、たしかメーンは電通であつたと思えます。

そのほかに入っていたか、ちよっと……。

○川内委員 ありがとうございます。

それでは、さらに「(3)その他の広報費」として一千四百六十三万八千八百八十二円、「マスコミに対する記者発表会開催費用等」と書いてございます。漏れ承るところによりまして、マスコミに対する記者発表会は二回しか行われていないということ、二回の発表費用が千四百万というのはいかにも過大であるというふうに思うわけでございますが、この記者発表費用等、「等」の方が実は大きな金額ではないかというふうに思われるわけでございますが、この「等」の中身をお答えください。

○石井参考人 資料づくり、これは、先ほど申し上げましたけれども、この月間に相談された一万件に及ぶ膨大な資料、それも一人四十分ぐらいかかるぐらいのいろいろな要因、それを分析しております。その資料づくりに相当のお金がかかったというところでございます。

資料づくりとマスコミ発表、こういうふうに御認識いただきたいと思います。

○川内委員 さらには、「立法・行政・マスコミへの働きかけ費」と、これはあからさまなんですけれども、「立法・行政・マスコミへの働きかけ費」として二千一百一十六万九千五百円、その中に「外部ブリーフ活用費」として二百二十万、「コンサルティング会社へのコンサルティング費用」ということで出ておりますが、このコンサルティング会社というのは、どちらでしょうか。

○石井参考人 これは、わかつておるんですけれども、先方に問い合わせしました。一流のコンサルタント会社でございます。契約によりまして、守秘義務ということで、だめだと。ですから、御勘弁いただきたいと思えます。きちんとした、この膨大な資料を分析するためのコンサルタント費でございます。

○川内委員 それでは、この二千百万というのは、そのコンサルティング会社にすべて渡っているという理解でよろしいですか。

○石井参考人 全くそのとおりでございます。

○川内委員 それでは、続いて聞かせていただきます。

ます。

平成十六年度、十七年度には、「法制対策特別委員会費」というものが、平成十六年度に二百六十五万八千三百四十円、平成十七年度には千六百二十三万七千六百七十四円です。ちよつと最近老眼でよく見えないんですが、そういう金額が計上されておりますけれども、この法制対策特別委員会活動費というのは、具体的にはどのような費用でございますか。

○石井参考人 私の記憶で、今事務局長に聞いたんですけれども、最初の二百何十万、それは委員の、全国に委員がおりますので、ほぼその日当という交通費でございます。一年間活動しておりますので。それと、千数百万でしたか、その中にも交通費が入っております。

それと、そのほかのもの、たしか書籍を購入したと思ひます。御懸念のような書籍じゃありません。

○川内委員 ありがとうございます。

それでは、さらに、全国貸金業協会連合会の、三億七千万円を集めてさまざまな活動をされたときの事務局長さん、専務理事、土屋さんという方ですけれども、済みません、ちよつと固有の名言を出してしまいましたが、この方は、全金連の専務理事あるいは事務局長にいらつしやる前の役職はどういう役職にいらつしやいましたか。

○石井参考人 関東財務局首席財務局監察官でございます。

○川内委員 それでは、今現在、会長に後ろで資料をお渡しした方も多分事務局長さんでいらつしやると思ひますが、その方の事務局長に御就任前のポストをお答えいただけますか。

○石井参考人 聞かないとわかりませんので。

同じであるようでございます。同じです。(川内委員「きちんとおっしゃってください」と呼ぶ) 関東財務局首席財務局監察官でございます。

○川内委員 それでは、続いての論点に移ります。石井会長や、あるいは福田参考人あるいは神内

参考人もそうですが、金利の引き下げを行うと信用収縮が起ころうというふうにおっしゃっていらつしやいます。信用収縮を起ころうという発言が正しいのか、起ころうというのには非常に客観的な言い方で、何か客観的な判断の根拠がそこになければならないわけでございます。

貸し手として、こんなに下げられるんだつたらもう貸してやるものかという信用収縮を起ころうというのならまだわかりませんが、信用収縮が起ころうとおっしゃるのは、何か客観的な判断の根拠がおりになるのかということ、石井参考人に代わって、例えばこういう論文があるとか、こういうところが研究しているということをお答えいただけますか。

○石井参考人 論文でなくて、もう既に中小業者、先ほど申し上げましたように、五百億円未満の、以下と申し上げてもよろしゅうございませうけれども、その辺の中小業者においては赤字です。ですから、これは商売として成り立たないということ、すべて信用収縮。

それから、先ほど申し上げましたとおり、大手の業者も、場合によっては融資残が半減するというところで、これもそのとおり。禁止される日賦金融業者については、退場するというところで、なくなる。こういうことで御理解いただきたいと思ひます。

ですから、信用収縮は、起ころうじゃなくて起ころうわけです。

○川内委員 もう時間が来ておりますが、途中ちよつと時間があいたので、最後に。

信用収縮は、業者の皆さんが大変厳しい経営内容に陥ることを信用収縮とは定義づけられないですね。私どもは、多重債務者をなくす、あるいは多重債務に苦しむ方々を少しでも救つていくためにどうすればいいかということから議論をするわけでございます。そういう中で、業者の皆さんが、経営が大変になることを信用収縮であるというふうにご覧になって、私どもはそれと違つたというふうにご覧になって、終わりたいというふうに思ひます。

以上です。

○伊藤委員長 次に、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 民主党の鈴木克昌でございます。参考人の皆さん方、本にお忙しい中、ありがとうございます。

どうございました。また、きょう私も午前中視察をさせていただきまして、お世話になった会社もあつたわけでありまして、ありがとうございます。それで、いろいろと順を追つてお伺いしたいんですが、限られた時間でございますので、単刀直入に数点お伺いをしてまいりたいと思ひます。

最近のマスコミの報道で、消費者金融会社の融資に際して、借り手に掛ける生命保険の調査結果の状況がありました。その調査結果についてお聞きをさせていただきますが、まず、一件当たりの支払い金額でありますけれども、病死、事故死が六十二・三万円、死因等不詳によるものが四十九・二万円、自殺が八十七・一万円というふうになつております。自殺による生命保険受取額が一番多いというの、何かひつかかるものがあるわけであります。

自殺による生命保険受取額がこんなに多くなる理由について、どのように考えたらいいのか。病死、事故死の受取額より約二十五万円も多いというのは、通常ではちよつと説明がつかないんじゃないかなというふうに思ふんですが、このことについてお伺いをしておると時間がかかりますので、一応そういうような状況であるということをお伺いして、神内参考人、福田参考人にお伺いをするわけでありまして。

過去五年間の生命保険の受取額の内訳として、一つ、病死、二つ、事故、三つ、死因不詳、そして四つ、問題の自殺ということ、この内訳というのを、おわかりであればお答えをいただきたいと思ひます。

○神内参考人 申しわけありません。手元にそういった資料は持ち合わせておりません。よろしいでしょうか。

○福田参考人 お答えをいたします。

新聞発表の数字でございますので、先生がお持ちの数字と同じではないかと思ひますが、十八年三ヶ月までの実績といたしまして、病死が、件数が三・四％、高度障害がコンマ五％、その他一・九％、死因等不詳が五二％でございます。

○鈴木(克)委員 私も実はその資料を承知いたしておるわけでありまして。

私は逐次このことについてお伺いをしていきたいんですが、このことは国民の皆さんも御案内だと思ふんですが、消費者金融会社が融資をする際に、借り手に生命保険を掛けるわけですね。これは、借り手はもちろん事故だとか病気にならねえとかなんかあることがございまして、そういう場合に、いわゆる保険金を充当するというところで、遺族への債務が及ぶのを防ぐという意味では非常に、亡くなった方も、家族にとつても、それからお金を貸した側についても、ある意味では順調に、正式に回つておればいいわけでありまして、そこでいろいろと問題が出てきておるといふことで、逐次お伺いをしていきたいんです。

まず最初に、いわゆる消費者信用団体生命保険、団信保険というふうにご覧になっていただきたいと思いますけれども、この保険料はどなたが負担をしておるかということ、まずお二方からお伺いしたいと思ひます。

○神内参考人 保険料につきましては、会社側、弊社が負担をしております。

○福田参考人 アイフルでも同じように、弊社が負担をしております。

○鈴木(克)委員 ということは、重ねてお伺いしますが、これはいわゆる金利にオン、オンをするという言い方が当たっているかどうかかわりませんが、金利に、利息にオンをされておるといふことで理解をしておりますか。

○神内参考人 収益の源泉がお客様からの利息収入でございますので、当然金利の中に含まれてい



るコストということで御認識いただいていいと思います。

○福田参考人 神内参考人と同じ考え方でございます。

○鈴木(克)委員 そうしますと、その団信保険の保険料には、いわゆるみなし弁済ですね、先ほど石井会長はグレイゾーンなんという言葉はないというふうにおっしゃったんですが、わかりやすく申し上げるためにあえてグレイゾーンという言葉を使わせていただきますけれども、要するに、その中にいわゆるグレイゾーン相当部分というのが入っているということではないでしょうか。

○神内参考人 約定金利での残高で保険金を掛けておりますので、今言われましたとおり、グレイゾーン金利、出資法の金利での金額になっております。

○福田参考人 おっしゃるとおりでございます。

○鈴木(克)委員 そうしますと、ちょっと私もここで頭を整理しなきゃならないわけですが、グレイゾーン金利相当分の返還ということで、団体訴訟が提訴されたよね。それで、司法で返還が仮に決まったケースでは、違法な金利分まで保険料に上乗せをして借り手に負担をさせた、こういう理解でよろしいんですかね。結果的にそういうふうになっておるといってよろしいんですか。ちょっと質問が理解しにくいかもしれませんが。

○神内参考人 まず、グレイゾーン金利、出資法の金利についての認識の問題ではないかというふうに思いますけれども、貸金業規制法の四十三条、みなし弁済というところがございますけれども、これについては、一定の要件を満たし、お客様が任意でお支払いをいただければ出資法により金利が認められるということになっておりますので、書面の交付ですとか一定要件を満たすということ前提に営業を行っておりますので、当然、保険金としても出資法の行っております金利、金額で保険を掛けております。ですから、違法な金

額を付けているという認識は会社としては持つておりません。

以上でございます。

○福田参考人 この件については、一月十三日の最高裁の判決で御理解賜っておりますとおり、厳格説を最高裁はとられたということですので、私もそのようなように認識しております。神内参考人と同じような考え方で。

○鈴木(克)委員 私が伺ったのは、いわゆる司法で返還が決まったケースの場合ですよ。ね。そうすると、その場合はその部分の保険料を返すということになるんですかね。違法だということになるんですかね。その辺はどうでしょうか。

○福田参考人 私どもが掛けております保険でありますので、そして、先ほど利息制限法と出資法の間の部分については保険がそこに入っているのではないかと御指摘がありましたので、私どもの経費でもありますので、返すということの考え方はないんじゃないでしょうか。

○鈴木(克)委員 わかりました。このことはまた後で詳しくお尋ねする機会もあると思うんですが、私が申し上げたかったのは、要するに、保険料は借り手に負担、利息に乗っけるわけですよ。だから、それが違法だということになれば、返還をしろということであれば、当然、その部分も返還対象になっていくんじゃないですかということをお伺いしたわけでありまして、これは、今後、また一度、宿題として私の方も勉強させていただき、また質問を出させていたきたい、このように思います。

○福田参考人 それでは、いわゆる団信保険の加入者の保険料支払いの理由がいろいろあるわけですから、自殺が原因の方の実数というのはおわかりでしょうか。お二方から御答弁ください。

○鈴木(克)委員 少額につきましては、死因を確認せずに保険会社に請求しておりますので、おっしゃるような数字は把握していません。

○鈴木(克)委員 ただ、これはやはり把握をして

いたかないと、私はうまくないんじゃないかなというふうに思うんですね。

確かに、多重債務、いろいろな方がみえますので、把握をしない部分というのはあるかもしれないけれども、しかしやはり、まず実態を把握することが必要だ、私はこのように思うわけであります。

これは本当は、この自殺関連だけ少しあれするといんですが、時間ありませんので、平成十七年度で九・四％、さっきありました、これはあくまで平均値でありまして、金融庁で調べたんですけれども、ヒアリングの対象は十二団体、十七業者が対象である。このうち、自殺を原因とする受け取り件数の比率が最も高い業者では二五％に達する高さ。さらに、死因が判明している割合で見ると三三・三％、三人に一人が自殺というのはいかにも高い。この二五・〇％あるいは三三・三％という高い数値が、単年度の特異要因による異常値なのか、あるいは恒常的に高まり続けているのか、高まり続けているとすれば問題だということでは、いきなりこういう話をしてもおわかりにならないかもしれないけれども、要は、自殺の、これは異常なんだということでもあります。これは、実態はわからないと言われたのでは、この問題について、もう一歩も進んでいかないわけでありまして、

そこで、石井会長、どうですかね。この自殺の問題というのを、やはり協会の方できちっとお調べになるといって、そういうようなおつもりはありませんか。

○石井参考人 私が聞いている限り、特に、消費者金融を使っている方の自殺が世間一般の自殺で、人口割合ですと、多くないというふうな、そういう資料をもらっていますけれども、金融庁の発表でも、たしかあったように聞きますけれども、

○鈴木(克)委員 勉強不足で申しわけありませんが、ぜひひとつ、その資料があれば御提示をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○石井参考人 例えば、厚生労働省発表の数字に

よりすると、二十代から五十代までの自殺率は二五・三％となっております、二五・三％。死因の中で自殺率ですね。極めて高いですね、二十代から五十代。

そうしますと、消費者金融利用者も、この二十代から五十代というのは八九％なんです。主にこの辺が借りている。その中で死因が確認されている自殺率は一七％なんです。

ですから、そういうことから考えますと、特に、お金を借りられるから死を選択するということは、真実ではないと思います。

○鈴木(克)委員 ぜひその資料をいただきたいと思いますが、委員の方でお諮りいただけますでしょうか。

○伊藤委員長 後刻理事会で今の御要請については協議をさせていただきたいと思っております。

○鈴木(克)委員 時間がなくなっています。それでは、続いて第一生命さんにちょっとお尋ねをいたしますけれども、この団信保険というのは、どこで販売をされておるんでしょうか。確認をさせていただきます。

○斎藤参考人 お答えいたします。どこという意味は、本社か、例えば現場か、そういう……(鈴木(克)委員「いやいや、そういうのじゃなくて、会社」と呼ぶ)生命保険会社でございます。

○鈴木(克)委員 売り主は生保ということなんです、実際に、後でまたお伺いしますが、それではまず、この団信保険、保険加入の際、加入者の意思確認というのは一〇〇％できておるといふに理解をしておりますか、第一生命さん。

○斎藤参考人 お答えいたします。先ほど、私、今回のガイドラインの、三点申し上げましたけれども、そのうちの一点として、意思確認というものをしっかりと明確にするために、ローンの申込書と保険の申込書を別建てにするというふうに申し上げましたが、今までは、御承知

かと思ひますけれども、ローンの申込書と保険の申込書が同一でありましたがゆえに、保険に御加入なさっているという部分の被保険者同意の確認が十分ではなかったという反省をしております。先ほどの部分も言及すべきだったかと思ひますけれども、そういう事情でございます。

○鈴木(克)委員 となると、これは非常に問題でして、商法の六百七十四条ですか、本人の同意なく保険加入がなされた場合、保険契約は無効である、こういうふうになっていきますよね。これはしかし、非常に問題じゃないですかね。本当に一〇〇%確認をしておることだからこれは成り立つておるといふことなんですか。もう一遍確認をさせていただきます。

○斎藤参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、ローンの申込書と保険の申込書とが同一になって、保険の加入について、ローンの申込書と同一になっているがゆえに、明瞭にお客様が理解したかどうかはともかくといたしまして、そこにはっきりと文言としては記入されておまして、したがって、十分かどうかという点では、確かに私も反省しておりますけれども、これが無効というふうには考えておりません。

○鈴木(克)委員 これは大変な問題でして、商法にはこういうふうにはっきりとつたてであるわけですよ。これを、十分じゃない、反省をしておりますというだけで看過できないんですよ。

本当に時間がなくなりましたので、この問題はまた後日、きちっとさせていただきたいというふうに思ひます。

続いて、森田参考人にちょっとお伺いをしたいと思うんです。

先ほど、意見陳述をお伺いしました。その中で、御社はアコム、アイフル、プロミス等に二千二百億以上のお金を貸して見えるわけですよ。しかし、結局そのお金が、今日言われておるようにいろいろ問題を起こしておるわけですが、こ

のことに付いて、責任ということではないまでも、何かお感じになっておるところ、自分たちが融資したお金がいろいろな社会問題を起こしておるといふことに対しては、何か一言あるんじゃないですか。

○森田参考人 お答え申し上げます。

消費者金融自体には適正なニーズがあるというふうには思っております。したがって、本来の適正なニーズに対しておこたえする、消費者金融業界が利用者に対してしっかりおこたえしていく、それで健全な業界として発展していつてほしい。私もども取引銀行として、業界の健全化に向かつて私どももりの相応のサポートはやらせていただく、そういうことで、適正なニーズにおこたえするというところで、私どもは消費者金融の会社資金供給をさせていただいておる、こういうことであります。

どうぞ、御理解いただきたいと思ひます。

○鈴木(克)委員 時間が参りました。最後の質問とさせていただきます。

もう一度斎藤参考人にお伺いをしたいわけですが、御社は、いわゆる保険金未払いでいろいろと新聞、マスコミ報道をにぎわした会社でございます。そういう状況の中で、先ほど、アコム、アイフル、プロミスさんに、ちょっと計算をしまして、一千億近いお金を融資されておるわけですよ。本来払わなきゃならない保険金を、どういうことかは別としても、結果的にはお支払いにならないか、と。場面によつて陳謝もされたわけでありまして、その一方で、一千億近いお金をこういうところにお貸しして、ある意味ではおいしい融資先だと私は理解をしておるわけですが、そういうことについて、何かお感じになっておることがありますでしょうか。最後にお伺いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○斎藤参考人 お答えいたします。

確かに、昨年九月末に当局報告で、私ども過去五年間の不適切な不払いというのが二十五件、二千三百万円ございました。

一方で、今先生御指摘のように、もし、私ども、消費者金融会社さんに対するローンと、この不払いというものの関係という意味でお尋ねなされれば、これは直接、関係——というのは、お話がありましたとおり、不払いの総額が二千三百万でございますけれども、ローンの総額が、さつき申し上げましたとおり一・九%、これは九百億円でございます。そういうことで、ローンについては、私どもは、資産運用の一環として、適正なスプレッドを乗せてお貸ししているということでございます。

○鈴木(克)委員 では、終わります。

○伊藤委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

現在、二百万人の多重債務者、二十万人の自己破産、毎年生まれておまして、大変深刻でございます。ところが、債務者にとりましては、自分の債務がどういう状態になっているかということ、なかなか、記録が手元にならない、そういう方が多いわけですね。仮に過払いの払い戻し請求をするという場合も、資料がなくてなかなか計算ができないということが多いわけですね。

そこで、石井会長にお伺いしますが、これまでの債務の履歴を開示するということが求められているわけですが、そういう請求があった場合、誠実にこれに対応することが大事なことでないかと思ひますが、どのように対応されますでしょうか。

○石井参考人 貸金業規制法では、帳票等、三年間保存義務がございます。現実的に、今はコンピュータ、IT化が進んでおりますので、かなりの年数の履歴があると思ひます。

そこで、今のガイドラインによりまして、ある限りの内容の取引履歴は開示しなければならぬというところになっておりますので、それは当然だと思ひます。

○佐々木(憲)委員 誠実に対応するというところでやっていたかと思ひます。

んに伺ひます。

弁護士を代理人として過払い返済の請求をする場合だけではなくて、債務者本人が開示された資料に基づいて計算をして請求をするという場合もあると思ひますね。そういう場合、個々の個人に対しても誠実に対応するというのは私は当然のことだと思ひますが、いかがでしょうか。

○神内参考人 当社では、お客様との取引につきましては、任意の取引ということで考えております。その結果、現在、過払いの請求につきまして、弁護士等第三者を含めて、後々の紛争を防ぐ意味で、その取引が任意性があつたのかどうか、これを含めて判定をいただくということで対応させていただきます。

以上でございます。

○福田参考人 弁護士を介さずに、直接お客様より履歴開示並びに過払いの返還請求という場合に、誠実に対応させていただいております。

○佐々木(憲)委員 これはきちつと対応していただきたいというふうに思ひます。

それでは次に、先ほど、全金連の石井会長は、金利規制それから総量規制、この導入は副作用が大変強いので、今回の法改正には反対であるという趣旨の意見が表明されました。これまでもさまざまな働きかけが、先ほどの議論にありましたように、行政あるいは政治、マスコミ、こういうところに行ってきたというふうにお聞きしております。

例えば、二〇〇三年のやみ金規制、このとき、出資法の上限金利の引き上げ、さらにそれを引き上げるということを求めて、このときは三四・六七五%に引き上げてもらいたいというのが全金連の方針だったようでありまして、マスコミ、行政等を含めて働きかける方針を決めた。その実践組織として、金利・業法部会というものをとおつくりになったというところで、その際、アイフルの福田さん、部会長で、二〇〇一年から二〇〇三年十月までそういう活動をされてきたということですが、これは事実ですか。

○福田参考人 事実でございます。

○佐々木(憲)委員 そのときに、二〇〇二年十月からは特別賛助会費というものを集めていたということなんですが、これは幾ら集まったんでしょうか。

○福田参考人 必ずしも正確ではございませんが、千社以上の業者から三億七千万近い資金を拠出したでいております。

○佐々木(憲)委員 三億七千六百四十万円というふうに私は聞いておりますので、多分、今の回答のとおりだと思っております。

そこで、この使途というのはいろいろあると思うんですが、その際、議員の業界に対する理解が非常に不足しているというお話があったそうでありますが、議員に、あるいは政党にも働きかけたということですね。全政連も含め、政党、政治家への接待、政治献金、これはその際、行われましたか。

○福田参考人 今、接待、何とおっしゃいましたか。(佐々木(憲)委員「接待、政治献金」と呼ぶ) ちよつと接待と政治献金とは別だと思っておりますが、先ほど全金連会長が、政治献金はないとおっしゃっておりますので、ちよつと私も記憶定かではございませんが、そのお言葉に合わせさせていただきます。

それから、接待等はございません。

○佐々木(憲)委員 先ほど献金がないという話がありました。私も調べたところ、二〇〇三年、寄附が百十二万円、二〇〇四年百三十三万円、二〇〇五年六十万円、これは献金でありますか、あるんじゃないでしょうか。

○福田参考人 今の御指摘の二〇〇三年、二〇〇二年ですか、その資料というのは、全金連での資料でしょうか。全金連におきましては、社団法人です。献金、パーティー券等の購入は一切ございません。全金連の中に、法制対策委員会というのございましたので、そのような出費はないはずで。

○佐々木(憲)委員 私は、全国貸金業政治連盟、

全政連、この寄附について申し上げたわけでありますが、石井会長、先ほどのお話と実態は違うんじゃないでしょうか。

○石井参考人 全政連のことについては、まことに申しわけないんですが、ちよつとわかりません。

ただ、その特別賛助会費、三億七千六百四十万集めておりますけれども、この中で、献金とかあるいは接待とか、そういうものに使われたものは全くございません。すべて、やみ金を暴くための資料づくりと、あるいはやみ金被害者を救うための活動費でございます。

○佐々木(憲)委員 私が指摘したのは、全国貸金業政治連盟、それから議員の政党支部の政治資金報告書で知り得る限りの数字について、先ほど御指摘をいたしました。したがって、これは先ほど、全政連も含めて、ないとおっしゃいましたので、そうではないという事実をここで指摘しておいたわけであります。

次に、福田さんは、全金連の理事会で、当時何度も理事会があったと思うんですが、こういう発言をされているというふうには業界の関係者から聞きました。やみ金が広がったのは我々にとつては金利引き上げの追い風だと。ミサイルが手に入ったようなものだというふうに発言したと言われていますが、本当ですか。

○福田参考人 今から四年前ですか、五年前のコメントを私は記憶しておりません。ただ、考えるに、その前後の話があるかと思いますが、もしそれが事実とするならば、前後の話としては、二〇〇〇年に上限金利を引き下げになりました。その後、やみ金がばつこいをいたしました。結果として、金利が下がったことはやみ金がはびこるんだということから、今のような発言につながったのではないかと想像するところで。

○佐々木(憲)委員 これは当時、多分、今おっしゃったような状況があつて、やみ金が広がったということは、金利を引き上げると、出資法の金利の上限を、当時は二九・二に下がってあったのをもとに、もとにといひまして三四・六七五%

に上げる、これは当時の全金連の基本方針、そのためにいろいろ働きかけるといふことをお決めた、そういう中で、やみ金がはびこることはミサイルを手にしたようなものだ、これを持つて我々は攻め込んでいくんだと、戦争みたいな話をやっている。これは私は非常に問題の、重大な発言だと思っておりますが、この記録は当然議事録の中にあると思うんですが、その議事録、当時どんな議論があつたのか、全金連の議事録があるとすれば、私はあると聞いているんですが、資料として提出していただけますか。

○福田参考人 今、私は全金連と一切かかわりをしておりませんので、資料請求については、私が申し上げる立場ではございません。

○佐々木(憲)委員 それでは、石井会長に、当時の議事録もここに提出していただく、あるいは、最近までの議事録がもし提出されるのであれば、もつといいでいただけますか、いかがでしょうか。

○石井参考人 議事録を提出しなければならぬのかどうかということについては、その義務のありやなしやも検討いたしました。検討いたします。しかし、やみ金対策活動が我々の金利を上げるためにやったというのは見間違いであります。これだけは申し上げたいと思います。

これは、金利が下がったことによつて、我々さえも想像を絶するようなやみ金のばつこいがありました。これは御存じだと思っております。それを白日のもとに示したのが私どもの活動でありました。この巨額な費用をもつて、なおかつ全国の会員二千名が一月間この業務に当たつて、そして貴重な資料が集まった、それによつて五菱会を初めやみ金が摘発された、そういう成果を御認識いただきたい。私も、金利を上げるためにこれをやったのではないと思いません。

○佐々木(憲)委員 今そのようにおっしゃいました。それならば、証拠として出していただかなければ信用できません。平成十四年の……(石井参考人「ですから、この成果物は……」と呼ぶ)

ちよつと待つて下さい。

○伊藤委員長 委員長が指名してから御発言をお願いします。

佐々木君。

○佐々木(憲)委員 私は具体的な関係者の情報に基づいて質問しているわけですが、私は、そういうふうにも明確な発言をされた、しかもそれが議事録に残っているんだという話を聞いたんです。今否定されたね、そんなはずはない。それなら、議事録を出してください。具体的に言いますと、平成十四年七月十六日の議事録を出してください。

○石井参考人 議事録の閲覧は、多分、これは地方の協会長でさえ今制約されております、することについては、ですから……(佐々木(憲)委員「そんなの関係ないじゃないか」と呼ぶ) これは、いわゆるやみ金の、だから、趣旨がありまして、目的に照らして、そのような発言を福田部会長がしたとはとても思われませんので、いずれにしても、このあれにつきましては検討させていただきます。

○佐々木(憲)委員 では、検討するということが、私ども、理事会でこの提出を求めているだけだ。委員長、お願いします。

○伊藤委員長 ただいまの佐々木委員の要求につきましては、後刻理事会で協議をさせていただきます。

○佐々木(憲)委員 つまりこれは、全金連の石井会長のこの御発言が正確かどうかということを確認するために私は求めているわけでありまして、今これを否定されたので、否定された以上、その証拠を出していただかなければいけないということになります。

次に、全銀協の会長さんにお伺いしますが、この資金提供、消費者金融の、サラ金の資金の半分ぐらいは、大ざっぱに言つて銀行が提供しているんじゃないかと私は思っておりますが、非常に金利が低いんですね。一・七％台というふう聞いておりますが、なぜそういう低い金利でこれが提

供できるのか、その理由についてお知らせいた  
きたいと思います。

○畔柳参考人 お答えいたします。

個々の企業への貸し出し方針につきましては、  
加盟行それぞれの銀行がそれぞれの融資基準に基  
づいて判断していると思いますが、私どもの銀行  
の例で申し上げますと、貸し出しを実行する際に  
は、業界とか業種に関係なく、債務者ごとに定め  
た信用格付ですね、格付と案件ごとの回収見込み  
などから利ざやというものを設定しておりますし  
て、貸金業者だからといって特別な利ざやで貸し  
出している事実はございません。

○佐々木(憲)委員 いや、特別に高い金利で貸し  
ていると言ったんじゃないかと、特別に低い金利で  
貸している理由は何かと聞いたんです。ですから、  
利ざやを問題にしているのではなくて、つまり、  
銀行の貸出金利の平均は大体三、四%だろうと私  
は思うんですが、なぜ一・七%台で貸せるのかと  
いうことを聞いているわけです。

○畔柳参考人 お答えします。

業界にかかわらず、格付が、レートが高ければ  
それに応じたレートを適用しているということ  
で、それはほかの業界の会社でも、その格付であ  
れば同じレートを適用しているということでござ  
います。

○佐々木(憲)委員 いわばサラ金業界は格付が非  
常に高いと。サラ金業界自身が利用者に貸すのは、  
二十数%と非常に高い金利で貸しているわけだ  
すね。ですから、そういう構造にあるということの  
一端が今の答弁でも明らかになったと思います。  
今後、この法案の審議、具体的な資料も求めま  
したので、民主党からも出ておりますから、その  
資料の提出なども含めて、しっかりとした審議を  
していきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○伊藤委員長 これにて本日の参考人に対する質  
疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼申し上げます。  
参考人各位におかれましては、貴重な御意見を

お述べいただきまして、まことにありがとうございます。  
ありがとうございました。委員会を代表いたしまして、厚く御礼  
申し上げます。(拍手)

次回は、来る二十一日火曜日午前八時五十分理  
事会、午前九時委員会を開会することとし、本日  
は、これにて散会いたします。

午後四時二十七分散会



平成十八年十一月三十日印刷

平成十八年十二月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P